

令和３年第１回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

令和３年３月８日

招 集 場 所

野洲市役所議場

応 招 議 員

１ 番 東郷 克己	２ 番 山崎 敦志
３ 番 長谷川崇朗	４ 番 橋 俊明
５ 番 坂口 重良	６ 番 岩井智恵子
７ 番 津村 俊二	８ 番 矢野 隆行
９ 番 田中 陽介	１１番 山本 剛
１２番 鈴木 市朗	１３番 工藤 義明
１４番 野並 享子	１５番 東郷 正明
１６番 北村五十鈴	１７番 荒川 泰宏
１８番 立入三千男	

不応招議員

１０番 稲垣 誠亮

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

不応招議員に同じ

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	川口 逸司
教 育 長	西村 健	政策調整部長	川端 美香
市立野洲病院事務部長	吉川 武克	総 務 部 長	市木 不二男
市 民 部 長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教 育 部 長	杉本 源造
政策調整部次長	川尻 康治	総 務 部 次 長	武内 佳代子
広報秘書課長	北脇 康久	総 務 課 長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 千晴	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（東郷克己君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員1人。欠席議員は第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長（東郷克己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第17番、荒川泰宏議員、第18番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（東郷克己君） 日程第2、3月5日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、3月5日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

まず、通告第2号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 皆さん、おはようございます。

朝一番というのは気持ちがいいものですが、ちょっとややこしい質問をさせていただきます。

まず最初2点、教育環境について、ふるさと納税ほかについてということで、質問を出しています。3.11東日本大震災から10年を迎え、いろいろな特別番組がなされています。自然災害がいつ発生するか分からないため、日頃の危機管理をいま一度考えること

が必要です。まず、自己を守ることを常に考えていただきたい、そのように思います。

また、新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言は東京都、関東3県に対しては2週間の解除が延長されました。滋賀県でも、警戒レベルが1ランク下げられた後に保育関係施設においてクラスターが起こっております。まだまだ各自が自粛、感染防止対策の遵守が感染拡大防止につながると考えております。その中で、コロナ禍での教育現場で日々感染防止に取り組んでいただいている関係者に感謝いたします。幸い市内小学校で陽性者が発生したにもかかわらず、クラスターが発生せず、差別的な行為もないと認識しております。

教育現場では不登校児童の拡大に対し、いろいろな施策が支援、施策が取られております。よい方向に向かいつつありますが、また国、県と比較して、読書の時間が少ない、ゲーム、パソコンの使用時間が長いと、野洲市独自の問題も抱えております。学校関係者のみならず、多方面の協力を受け、諸問題の改善に取り組んでいかなければなりません。

今後、野洲市都市計画整備により、市街地拡大による人口減少を食い止める施策が進められますが、少子高齢化が進む中ですが、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が令和3年2月2日、閣議決定され、2021年より5か年かけて1クラス35人に引き下げる、このような施策が出されております。35人学級導入に当たり、学区には教室に余裕がある地域と市街化地域についてはマンモス化している学区もあります。

そこで、以下の質問を教育部長のほうにお願いいたします。児童数増加による教室、特別教室等の確保について、人口推移、5年ごとの基準に教室、特別教室を確保されておりますが、教室数の状況を伺います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 議員の皆様、おはようございます。

山崎議員の教育環境についてのうち、児童数増加に対する教育、特別教室等についてお答え申し上げます。

従来、滋賀県の小中学校は、県独自の基準並びに少人数加配教員の配置により、実質35人学級で運営をしており、教室数が不足するといった影響を受けることはございません。山崎議員がご指摘の市街化区域が大部分を占める小学校は野洲小学校、北野小学校です。野洲小学校は平成30年度をピークに減少傾向です。北野小学校は今後増加していきますが、大規模な住宅開発など、特殊事情がない限り、教室、特別教室数が不足することは想定をしておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） ありがとうございます。

現在も少人数クラスで執り行われているというか、取り組まれているということなんですけれど、前回は１２月の議会で住宅開発等が野洲駅周辺、マンション、小篠原台というような形で開発されております。その分の児童が増える予測に対して、教室は確保できているということでした。その時点で、今現在、少人数クラス、１クラス何人でやられているのかということをお尋ねします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） おおむねでございますが、滋賀県の基準にのっとりまして、３５人以下となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） ありがとうございます。

先般の質問でもありました各クラス、ないしは学校単位で教育長が言われていました。県からの送り込みのスクールワーカーとか、そういう者に対して、市が自費で取り組んでおられるスクールワーカーのほうも、やっぱり今後も各校に１校を取るだけの施策は教育委員会としては要望をし続けられますか。それをもう一度確認しておきます。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 前回、教育長もお答えいたしましたように、教育委員会としては教育環境が下がるということは容認できませんので、滋賀県に対しても今後もしっかり要望をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） ありがとうございます。

子どもの教育環境については十分な体制を整えてもらいたい。

あと、通学区分の見直しについては、どのような状況で実施されているのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 通学区分の見直しにつきましては、野洲市立学校の通学区域等に関する規則で定められており、これを見直す際には、野洲市通学区域審議会条例に基

づき、自治会長、学識経験者及び児童等の保護者の25人以内で組織する野洲市通学区域審議会にて教育委員会が諮問し、答申を受けて実施することとなっております。しかしながら、現在、野洲小学校、北野小学校、特に大規模校になるんですけども、特別教室等の不足はしておりませんので、現時点での通学区域の見直しは想定をしておりません。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

不足していない等々、自治会等々の要望でやっておられる。ちなみに、私の認識では小学校区で野洲小学校、北野小学校、祇王小学校の通学区分がある程度入り組んだところがあります。なぜかという、それを心配するのは、中主、旧中主町については、小学校6年間、中学校3年間は1つのエリアですから、同じ、同世代はずっと9年間一緒に学び舎で学ぶということで、全体の方向性もある程度、皆さんが考えたり、子どもたちみんなが話し合って進めることが、教育長が言われた、基礎的な発言、活動、行動が取れる、子どもを育てる、学力だけじゃない、周りとの協調であるというふうには中主小学校、中学校と9年間一緒に学び舎で学ぶことは大きな力になると思います。ただ、野洲、北野、祇王の小学校区は、小学校は一緒であっても中学になったら別れる、その辺の子どもさんの人数がどのぐらいの割、一部だと思うんですけど、栄地域とか、あそこら辺の区がどれぐらいになっていますか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 北野小学校での該当になりますのは、栄地区の児童さんでございます。栄地区では10人未満ということでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 少ないからいいということではなくて、やはり9年間同じ形で同世代が一緒に学び舎にいるというのは、自分たちの個々の行動についてもプラスになってくると思うんです。ただ、そこで起こるいじめとか、そういうなんも見つけにくい場合がありますけれど、その辺は、やっぱりできる限り子どもの環境を整えてもらいたいと思います。

再質問として、今は人口減ですけど、野洲市にこういう、転入しようとする人が考えるのが、病院、学校、買物、それが開発されたところのどこら辺に、周りにあるか、何分以

内で行けるか、その中でも、やっぱり子どもが通学する距離が短い、そういうふうなところを選ぶと思うんですけど、ちょっとこれは教育委員会とは別ですけど、野洲市総合計画において通学区分の見直しについて要件を出されているのか、ちょっとその辺を確認していないので、お教えいただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 通学区分の要件でございますが、通学区分の要件は、先ほど申しましたように、野洲市立学校の通学区域等に関する規則に定められておりまして、ちょっと繰り返しになりますので、野洲市……。

（「もういいわ、いいわ」の声あり）

○教育部長（杉本源造君） よろしいですか。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） いや、私が今聞いたのは、あれじゃなくて、転入される方が、やっぱり子どもの通学エリア、どこら辺に、今度入る新しい住居に対して学校区分がどこら辺で、通学時間がどのぐらいかかるというようなことを心配されると言うてる。だから、その辺を今後、野洲市の総合計画、都市開発をやられるのに、そういう住宅開発で販売するときにここに学校があって、ここを今開発していますよとかというようなことが当然、出されます。その辺の今後の開発計画について、そういう通学区分のことを考慮されますかということを知っているだけで。いや、分からなかったら、分からんでいいですよ。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） すみません。ちょっと教育委員会の所掌を超えるんですけども、ちょっと山崎議員の答えと違うかもしれないんですけども、転入者の方がまず教育委員会に来られた場合は、当然のことですけども、そういった学区、どこの学区に入り、どれくらいかかります、どれくらいの状況ですというのはお知らせをいたしておりますし、住宅開発等がある場合は教育委員会にその開発要件が回ってまいりますので、そちらでチェックをして、必要な場合は業者さんに連絡を取る場合もございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

そういうチェックをしていただいているということを知ったかったので、やはり野放しに開発が進んでも、やはり両輪で町のにぎわいをつくるために、子どもたちがしっかりと

身につくということを目指すためには、環境のいいところに通学してもらいたいと思います。

3つ目、通学遠距離の児童に対するスクールバス導入についてですけど、もう既に合併時以前から中主小学校区においてはスクールバスが実施されています。その辺の基準というのが何かあったんでしょうか。お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 山崎議員のスクールバスの検討についてお答えいたします。

文部科学省が適正とする通学距離は、小学校でおおむね4キロ以内としております。現校区の住居増加者については通学距離が4キロメートル以内であることから、新たなスクールバスの導入は検討しておりません。

ちなみに、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というのがございまして、こちらに第4条の2項、適正な学校規模の条件といたしまして、通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であるということで、中主小学校の下堤、吉川、川尻、それと菖蒲、喜合などがおおむね4キロ以上となっておりますので、バスを走らせておるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

スクールバスで遠距離、やはり環境と、子どもの学校でしっかり、学校へ行くまでに歩いて疲れたら、学校で居眠りしてしまうようなことになってしまっても困りますので、そういう子どもたちが学び舎で同等というか、同じぐらいの負担で学校にいられるということがありがたいことです。やはり、どうしても合併後、今の基準、旧野洲町の場合は4キロ以内というのが多分円で描いたら、全て囲われるんですけど、少し心配になったことがあります。

4つ目で、少人数の児童が遠距離で通学するときの防犯対策についてスクールガードさんとかおられますけれど、その辺についてはどのような対策を取られていますか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 山崎議員の通学面の防犯対策についてお答えをいたします。

市内小学校では、地区ごとに集団登下校をし、できるだけ少人数で通学をしないように

しております。やむを得ず少人数で通学する区間については、家庭、地域の見守りが重要と考えております。野洲市では、見守り体制を充実させるため、各学校及び市教育委員会がスクールガードの登録やこどもＳＯＳホームの登録の呼びかけを行っております。

また、児童自身が自分の身を守る力を身につけることも大切です。各学校では長期休業期間前や避難訓練時などに防犯教育を行ったり、市内や近隣市町で不審者事案が行った際にその都度注意喚起をしたり、児童の防犯意識の向上に継続的に取り組んでいます。

野洲市では今後も地域の見守り体制の強化と児童の危機予測、回避能力育成に取り組み、児童が安全に通学できるように努めております。また、野洲市では他の市町と違いまして、スクールガード、いわゆる町に立っていただく方が非常に多いということで、地域の力で子どもの安全を支えていただいているという特徴がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） ありがとうございます。

体制、やはり見守る、昔的な考えで言いますと、田舎は農作業している、自分の親、おじいさん、おばあさんじゃなくても声をかけてもらえるような環境で見守っていただいていた、そのことが今、スクールガードというような形で皆さんに協力していただいています。

ただ１点、気になるのは、野洲川の西岸、橋を越えて向こう側の子どもさん、住宅が何軒か建っている、あそこら辺は野洲のエリアになるのかどうか分からんけれど、あの辺の子どもさんはどのような、こちらの野洲川を渡ったこちらまで来ると集団登校されていますけれど、その間はどのような通学方法を取られていますか、お教えください。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） ただいまの山崎議員の質問にお答えをいたします。

野洲川西岸のほう、守山に接したところなんですけども、現在１軒、ちょっと児童数まではちょっと把握していないんですけども、１人か２人の児童さんがおられまして、１世帯ということでございます。現在は保護者の方が送り迎えをいただいている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） ありがとうございます。

やはり、その保護者さんについても、新しい、若い世代の家族であれば、体調が悪くなれば送迎できなくなるというような問題もありますので、その辺についても、相談、支援にまた話を聞いて、協力してやっていただきたい、このように思います。

通告していませんが、文部科学省より2月19日付の通知で、感染症拡大などの非常時に事業者と児童生徒が離れた場所で行う学習指導について特例の授業と位置づけ、新年度から指導要録に記録するよう求める形態として、同時双方向型のオンラインを活用した学習指導が上げられています。市として体制整備はどのように進められるか、ちょっと説明になかったので、決まっていればお教えいただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今の山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

同時双方向型というのはユーチューブとかで一方向的に流すんじゃなくて、子どもと先生が受け答えをするというシステムです。これにつきましては、現在、1人1台端末の配布というんですか、今、業者から学校に3月当初から続々と入ってきましたので、この活用をして、もし万一のことがありましたら、それを使って、家庭と学校、担任の先生とか教科の先生と授業を双方向でできる方向を次年度から探っていけたらというふうに思っております。まずは、学校で慣れて、その上で万一そういう場合になったときには、家庭で学習ができるというシステムづくりを進めていけたらというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

やはり、国で制度を決められても末端の市町にその方法、手段、予算、国から出てくる部分もございますけれど、やはり取り組む姿勢、前向きな取り組みで素早く対応していただく、ありがたいことでございます。子どもの学校教育現場、先生方にとっても周りからのところが重要で、もう先生に任せておけばいいという時代は、今はもうないと思います。やはり、周りが協力していろんな問題を支える、そういう環境を整えてもらいたいと思います。

じゃ、1点目の質問をこれで終わります。

ふるさと納税について、ちょっと質問が粗くなっているので、申し訳ないですけど、出させていただきますものを読みます。

ふるさと納税は、ふるさとに寄附することで都市と地方の財政収支のアンバランスさを

是正することであつたが、ふるさと納税研究会が検討を重ねられ、そこでふるさとを出身者という意味じゃなく、出身地ではないが貢献したい、支援したいと思う地域と広く捉えることで、自分が寄附したい自治体を選ぶ制度として、２００８年からふるさと納税が始まりました。市は、商工業振興基本計画に基づき、新たに創業する中小企業者へ経費の一部を補助する、観光振興指針については新たな展開を見直すと、施策に取り組んでおられます。また、野洲市の自然環境、北は琵琶湖、湖畔ではオートキャンプ場が整備され、南では近江富士、三上山に登山者がコロナ禍においても家族や友人グループ等の市、県内外よりアウトドア志向の多くの方が利用されています。市内施設を利用される方にもっと野洲市を知ってもらうことがふるさと納税につながるものではないかと思い、以下の質問をさせていただきます。

野洲市におけるふるさと納税の状況を伺います。野洲市で他の市町住民より納税された額、直近５年、野洲市住民より他の市町への納税された額、直近５年、ちょっと数字的に教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 皆様、おはようございます。市民部でございます。

それでは、山崎議員からのご質問でございますが、１点目の野洲市におけるふるさと納税で野洲市へ他の市町住民より納税された額、直近５年間のご質問にお答えさせていただきます。

まず、野洲市へ寄附された額、これは野洲市民も含めての数字で申し上げます。平成２８年度におきましては２６４万７，２９９円、１５名でございます。平成２９年度、１７万３，０９２円、１１件でございます。平成３０年度、７１万８，０９５円、１２件でございます。令和元年度、３６４万１，５７６円、１０件でございます。令和２年度、これは２月末まででございますが、１３７万７，０３３円、１１件になっております。

次に、野洲市民から他市町村へ寄附された額及びこれによって流出した額、税額について報告させていただきます。平成２８年度の他市へ寄附された額は５，０４２万９，７００円、これを流出した税額に推定しますと２，２７８万１，０６２円、平成２９年度に他市へ寄附された金額９，６１１万３，４１１円、これを税額に換算すると推定しますと４，２６０万９，９３１円、平成３０年度の他市への寄附の金額１億２，５９４万１，８０９円、これを流出した税額に推定しますと５，６９７万９，０３４円、令和元年度の他市へ寄附された金額につきましては１億６，９３２万８，２８８円、これを流出した税額に推

測しますと7, 864万9, 640円、令和2年度、他市へ寄附された金額、1億7, 728万1, 999円、これを税額に推測して換算しますと8, 324万4, 997円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

顕著な数字が出ています。栢木市長がふるさと納税に取り組むというのは、この辺のポイントがあるのかなと私も察します。今まで積極的な取り組み、前市長では行われなかった理由、何かあるんですか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 本市ではこれまでふるさと納税につきましては、他の自治体の例から、さらなる納税を売り込もうと返礼品を豪華にするなど、本来の趣旨とはかけ離れた例もあり、返礼品を設定しておりませんでした。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

議会の中でもふるさと納税を積極的に進めればというのを、今までやってこれなかった理由、そういう返礼品が地元にない、見つからない、そのためには地元の商工業の活性化を進めることも必要かとも思います。農業地では牛乳、レタスとか、ああいうんで、大量生産、年間生産できるような施設も設置されておりますので、今後の課題と思います。

それと、同じなんですけど、今言われたようなふるさと納税による税収減について、県の2月議会、ふるさと納税の返礼品について、2019年の改正地方税法で、原則として当該自治体で生産、加工された地場産品が限定されました。県は今年度4月より、県内市町の返礼品として、近江牛、ふなずし、湖魚加工品を扱えるようにされました。野洲として、湖魚の加工は菖蒲漁港と支援をしているところで加工業が5件ほどおられるということを知っていますが、それが重要な野洲市の返礼品になると思うんですが、県全体で使えるようになったことに対して、どのように思われますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） これはふなずしに限らず、野洲市の場合はふなずしの話があります。ふなずしはもちろん野洲市だけでなく、他市町村もやっているんですが、逆に

これ、近江牛は野洲市には現在、畜産農家が1軒もございませんけれども、近江牛はできないという形になっています。これについては、ほかの近江牛を主に生産している市からは反対の声もあるんですけれども、逆にそれがもうオーケーになりましたら、近江牛とか加工品とかでできることになりますので、そこはケース・バイ・ケースということで、あくまでも現行の法令とか、それに遵守した形で、その中で各市町村が創意工夫して、地場産業の振興とか、いかに売れるものとか、そういうのを考えていくものでありまして、条件的なものが、デメリット、メリットがございますので、そこをうまく活用して今後やっていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

そのように知恵を出してもらわないと、市長が今後、ふるさと納税を積極的に取り組むと言われて、ちなみに、県内の上位3地域、近江八幡で17億、高島市で4億9,000、東近江で9,000万というような数字で出ていて、先ほど言われた滋賀県の数字でいけば、野洲市、市町20位です。下にはほかの地域の名前がありませんでした。やはり、本格的に取り組むために、市長から多分関係部署に提案を求められると思いますけれど、市民部としては、どのような取り組みでこのふるさと納税を前向きに持っていけますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 議員のご質問の2番目の質問として、考えさせてもらってよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○市民部長（長尾健治君） 本市では、先ほど申し上げましたが、これまでふるさと納税については、他の自治体の例から、さらなる納税を呼び込もうと返礼品を豪華にするなど、本来の趣旨とはかけ離れた例もあり、返礼品を設定しておりませんでした。しかしながら、令和元年6月の地方税法等の改善に伴い、総務大臣が指定した自治体のみが税控除の対象となり、返礼品の経費割合が全体の3割以下とされる等の一定の制度改善が行われました。また、商工会から地場産品の振興のため、返礼品を設定したふるさと納税制度の取り組みを望む声もあり、本市といたしましても、ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保、地場産品振興、新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上などを目的に、返礼品を設定し

たふるさと納税制度の取り組みを開始し、魅力あるまちづくりを進めたいと考えております。

なお、今後の予定といたしましては、本年４月から５月に市として返礼品を設定したふるさと納税の基本的な方針を定め、市議会全員協議会での報告、早ければ、６月には予算確保のための補正予算を上程し、納税のピークとなる１０月にはネットにおけるサイトを立ち上げ、寄附を募っていきたいと考えております。

いよ、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） ありがとうございます。

ある程度の道筋が見えてくると思います。それで税収が多くなる、ならないじゃなくて、いろんな部署、市町の商工業の人たちがまちづくりにそこへ力を注げる、みんなの活力があるまちづくりのためにその１つとしてふるさと納税を使う、行政だけが動いているんじゃないくて、まち全体が動く手段としてスケジュール、そういう相談も広げていってもらいたいと思います。

じゃ、３つ目ですけど、それにつながるんですけど、野洲市のアピールの方法として、野洲市内のイベントの開催、歴史、史跡、伝統行事の紹介、物産販売拠点等についてどのようにアピールされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

それでは、３点目の野洲市のアピール方法についてですが、まず野洲市内のイベント開催案内につきましては、市広報への掲載、ポスター、チラシの配布とともに、市と観光物産協会のホームページなどを通じまして、周知を行っております。

歴史、史跡や伝統行事などの紹介につきましては、実際、現地に赴きまして撮影した写真や動画を編集しまして、観光物産協会のホームページなどを通じて、情報発信を行っております。また、観光案内のパンフレットをＪＲ野洲駅のコンコースの掲示板や県内の観光協会に設置依頼するなど、広報活動も行っております。

令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、市外、特に県外への観光キャンペーンができない状況でしたが、観光情報やイベント情報などを効果的に周知するため、観光物産協会のホームページをスマートフォン対応にして、発信した情報が検索しやすい環境に更新いたしました。早速、三上山登山や日本遺産に認定されている八ヶ崎神

事の動画を作成しまして、ユーチューブにアップしておりますので、ぜひご覧いただければと思っております。

特産品の販売につきましては、地産地消を進めている、おいで野洲まるかじり協議会と連携をいたしまして、駅前のすまいる市と健康スポーツセンターを活用しまして行っております。

また、滋賀県やびわこビジターズビューローと連携し、草津近鉄などで野洲の特産品の宣伝や販売ができる機会を設けさせていただいております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） ありがとうございます。

細かな形態や広報活動、私たちもなかなかそこまで理解してしないチラシとか、そういうのはありますけど、やはりユーチューブ関係、いろいろな電子媒体で若い世代に広報していただく取り組み、ありがとうございます。

次に、コロナ禍でなかなかできていない町おこしのイベント、今後、収束を迎えた時期に、商工業事業所連携によるイベントの開催についてどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） ４点目の町おこしのイベントについてですが、野洲市の大規模イベントは、例年７月に開催している「やす花火大会」と９月に開催している「オクトーバーフェストやすＪＡＺＺ ＵＰ！」があります。両実行委員会には商工業者に参画いただきまして、連携しながら実施しております。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。

令和３年度は、令和２年度とは違い、感染防止対策のための行動が一定分かってまいりましたが、３万人から４万人もの来場者が特定箇所集まるような大規模イベントについては、感染対策の徹底が困難でございます。ワクチン接種が終わり、市民の健康と安全が確保できる時期が来れば、こういった町おこしのイベントが開催できるようになると考えております。今後、再開のめどが立ちましたら、イベントの開催がまちの活性化につながるよう、関係団体や商工業者と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君）　ありがとうございます。

なぜこういう質問したかといいますと、やはりふるさと納税については、野洲市でどんな取り組みをされているか。野洲の状態を見える化するためには、やっぱりいろんな広報とかイベントの開催、そういうなんにどのように関わって、まち全体に関わっておられるかというので、まち、野洲に期待する声も高くなってきます。だから、後発的なふるさと納税の取り組みになりますけれど、やはり一気に今の現状が変わることはないと思いますけれど、やはり皆さんがまちづくりに取り組んでいただいて、環境のいいまち、野洲、住みたいまちにさせていただくために努力していただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（東郷克己君）　次に、通告第３号、第１１番、山本剛議員。

○１１番（山本　剛君）　皆さん、おはようございます。第１１番、山本剛でございます。

質問に先立ちまして、現在のコロナ禍の中で感染拡大防止に取り組んでおられる医療従事者をはじめ、関係者の皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから、本日は国際女性デーであります。女性の人権について、皆さんと一緒に考えることにしたいというふうに思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

質問といたしましては、子どもの居場所確保についてということで、具体的な中身につきましては、旧野洲児童館の有効活用についてであります。よろしくお願いいたします。

現在、野洲市においては児童館がなく、子どもの居場所が減った状態が続いております。２０１５年度末をもって、野洲児童館、中主児童館は閉鎖されました。児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設ですが、野洲市では同和対策事業の中に位置づけられた児童館事業としての施策の推進を行ってきました。２０１５年度に第２次同和対策基本計画が終了し、野洲地域総合センターが廃止され、同時に野洲児童館も閉鎖されました。現在、野洲児童館であった施設は人権センターのホールとして所管され、貸館業務を行っています。ところが、子どもだけでは利用できないので、大人の付き添いが必要となり、非常に使いにくいものとなっております。今、保護者の方がボランティア的に見守りをして、若干の利用があるとは聞いていますが、これでは施設の有効活用とは考えられません。

以前の一般質問でも述べましたが、人権センターを訪れた際、次のようなやり取りを見たことが忘れられません。放課後の時間帯で雨の日でした。中学生が２人、「児童館で遊ばせてください」と人権センターの職員に頼んでいました。職員は「誰か大人の人はついて

きているか」と尋ね、この子たちが「いません」と答えると、「それでは遊ぶことはできない」と伝えました。子どもたちは「はい」と答え、残念そうにセンターを出ていきました。そして、「前ならすぐに遊べたのにな」とつぶやいていました。

子どもたちは児童館の廃止されたことなど、当然知りません。人権センターを出た後、行くところもないのか、この子たちは駐輪場でしばらく雑談をしていたようでした。子どもたちだけで遊ぶ場合、確かにけが等の心配もあります。しかし、放課後、中学生の子どもの遊びに付き添える保護者など、ほとんどいないと思います。以前は、ふだんはもちろん、春休みや夏休み、冬休みには幼児から高校生まで、数多くの子どもたちが連日、野洲児童館を利用していました。これは児童厚生員、現在の言い方で言いますと、児童の遊びを指導する者ということになりますけれども、児童厚生員が配置され、多くの子どもたちが利用できる条件が整っていたからです。

ちなみに、平成26年度は自由来館者だけでも7,361人もいました。これは利用者名簿に名前を書いた人数で、名前を書かないで遊んでいる子どもも含めるとさらに多い人数となります。以前、会派要望で、野洲児童館について閉館後、現在の利用者が困らないよう手だてを講じられたいと上げましたが、回答は「今後は人権センターの所管施設となる予定。子どもの居場所づくりとしては、これまで学童保育所の施設整備やスポーツ少年団活動の支援、青少年団体等の活動、あるいは各施設等で実施する事業等を通じて取り組んできたところであり、今後も引き続き取り組んでいきます」とのことでした。

代表質問でもSDGsのことについて質問しましたが、子どもの居場所もSDGsと関係があります。それは子どもの貧困の問題であり、家庭以外に子どもの居場所が必要だということです。従来の公的施設である図書館や児童館、学童保育所、そしてまた今、全国的に展開されている子ども食堂等を含め、子どもの居場所の選択肢は多いほどよく、特に公的機関の役割は重要です。

児童館も含め、今まで人権センターを利用していた人は、子どもも含めて、またこれまでのように利用できることを願っておられます。その中で、子どもの居場所について野洲市の考えを質問させていただきます。

まず1点目、子どもの居場所確保の必要性について、市としてどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

それでは、山本議員の子どもの居場所確保についての1点目、子どもの居場所の確保の必要性についての市の考え方についてお答えいたします。

核家族化が進み、共働き世帯が増えている中で、子どもの居場所確保については重要な問題であり、平成30年度から学童保育所の土曜保育事業の実施などにより、子どもの居場所の確保を図っているところでございます。旧野洲児童館であった人権センターホールは、現在、野洲市使用料条例に基づき、貸館を行っており、子どもも含めた、一般の方に利用いただいている施設となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 再質問ということなんですけれども、今現状をちょっとお答えいただいたという印象なんですけども、必要性についてもう少し詳しくお聞かせを願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 子どもの居場所、当然、現在、核家族化も進んで、子育てに関してお悩みをお持ちの方が多数おられると思います。そういった意味合いもございまして、所管は違いますが、子育ての計画を策定した中で、子育て支援に、相談であったり、あるいは必要な施策の展開を図っていくということで、総合的に取り組んでいるものであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 必要性については十分認識をされているというふうに受け止めさせていただきます。

今の、学童のこともおっしゃいました。確かに学童の土曜開所、それも重要でなんですけども、学童というのは、ご承知のように野洲の場合は学童、今までですと、他市に比べて先進的にやられてこられたということで、その点については評価もできるというふうに思いますけれども、学童というのは、やっぱり小学生の子どもさんしか行けないというのが学童ですね、位置づけといたしますか。児童館というのは、小学生の子どもさんには限定されない、そこが、やっぱり私は大きな違いでありますので、児童館というのはそれだけ守備範囲が広いといたしますか、広い年代で多くの子どもさんが利用できる、その点が私は非常に大事なところではないかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

旧野洲の児童館、現在の人権センターのホールなんですけれども、その有効活用について野洲市の考えをお聞かせ願います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、山本議員の２点目の旧野洲児童館、現在の人権センターホールの有効活用についてのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、人権センターホールは、現在、野洲市使用料条例に基づき、貸館を行っております。令和２年度の実績で申しますと、令和３年２月末現在ではございますけれども、延べ利用回数としては１８３回、延べ利用人数としましては１，０２４人となっております。コロナ禍の影響もございますが、現状、広く一般の方にもご利用いただいておりますという認識を持っておりますので、今後も多くの方に利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○１１番（山本 剛君） 今聞かせていただいた部分で、貸館としまして、令和２年度で延べで１８３回、延べ人数としましては１，０２４人ということで、一定の利用はされているということなんですけれども、先ほども私、上げたんですけれども、平成２６年度は自由来館者だけでも７，３６１人と、ざっと７倍、コロナ禍の、いわゆる外出規制といいますか、自粛といいますか、それを、いわゆるちょっと考えを考慮しても、以前に比べたら、やはりかなり人数としては減っているのではないかなと。その点、どうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 議員ご指摘のとおり、５年前にご質問いただいたとおり、その当時は確かにたくさんの方が利用いただいていた状況もあったと認識しております。ただ現状の施策を見直して、様々な子育て支援に取り組む中で、必要な方は一定、そこで利用されていた方もそれぞれの必要性に応じた中での施策をご利用いただいております。そのほうでそういった形でのご利用があるのではないかなというふうに認識しております。ただ、この数字自体がこれで満足するものではないというふうには十分認識しておりますので、いろいろとご要望もいただいていることもございますので、センターの利用については、今後もホールを含めてにはなりますけれども、有効活用いただけるようには周知を

してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今もお答えいただいたように、人数としてかなり減っているということが現実ですし、そのことに決してよしとされていないというご回答ですので、利用が増えるように、あるいはその有効について継続して考えていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

旧野洲児童館、現人権センターホールは投票所として使われていると思いますが、耐震強度を満たしていないという現状だと思いますけれども、その点、問題がないのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、山本議員の3点目のご質問、旧野洲児童館、現人権センターホールが投票所として使われているが、耐震強度を満たしていない、問題はないのかということのお尋ねにお答えいたします。

野洲市人権センターは、平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画策定時に調査した結果では耐震改修の必要性はなしとなっております。これについて、当センター建築当時は旧の耐震基準となりますので、現状のままで使用する場合には、問題がないというふうなものだというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 現状のまま利用するのは特に問題はないということですが、またあそこは避難所にも指定がされておったかと思うんですが、そういった面でも特には問題がないということでしょうか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 現状のまま施設を使用する分については問題ないという認識ですので、当然、現行の建築基準法の基準は満たしていないというふうには承知しております。改修用の必要性が生じた施設にはちゃんとした対応を取りたいと思っておりますので、現行の避難所としては、ホールだけではなくて、前回の避難時もそうでしたが、人権センター自体の建物の各部屋を活用しまして、避難いただいているという状況でもござ

いますので、これまでの実績を考えますと、人権センターの建物自体での避難で十分対応できているというふうに認識していますし、大規模な災害が起これば、当然、人権センター以外の全ての避難所等での調整が必要になってくると思いますので、それはその考え方で対応すべきものであるというふうに認識しております。

また、避難時には、前回もそうでしたが、プライバシーの問題等もございますので、少人数の場合は一定、規模の小さな部屋等を用意するほうがいいのではないかとこのように認識しております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 現状をすぐに解消しなくてはいけないとかいうような状態ではなくて、今のところ、言い方はあれですけど、雑駁な言い方ですけど、当面は大丈夫というふうなお答えだったかと思います。それでしたら、一定、私も安心といいますか、施設の有効活用にもつながるのではないかなというふうに思っておりますし、やはり今日、想定外の災害がいつ起こるか分からんというような時代でもありますし、また先ほどから言っておりますふだんの子どもの居場所確保、コロナ禍で子どもが外へ出る機会が少ないと言われる一方、格差社会の中で生活困窮の人が増え、それは当然、子どもにも影響が出て、家庭以外に子どもの居場所がいろいろあったほうがいいというのは、先ほど言っていたとおりであります。

先ほど言いましたように、今まで子ども食堂というようなことはなかったんですけど、今現在、子ども食堂はもう全国的に展開もされていますし、野洲市でも取り組みがなされているといったような現状がございます。そうしたことも考えて、やはり子どもの貧困の問題でありますとか子どもの居場所の問題は、今まで以上に重要な課題になってきているのではないかなというふうに思います。

まあ言ったら、それこそDVでありますとか子どもの虐待でありますとか、そういった場合においては、湖南エリアにおいてもシェルターも設置をされているというふうな時代なので、そこまでいなくても、普段子どもが行って、以前でしたら、児童厚生員の方がおられて、特に私が見ている範囲で言いますと、やはりいろんなその課題を持っているような、持たされているような子どもが児童厚生員さんに相談をして、結構、そこで子どもたちが救われていたというのを私も見ているので、それは今日も非常に大事なことでないかなというふうに思います。

それでは、最後の質問といたします。

野洲として、将来的に児童館を設置する考えはあるのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 山本議員の４点目の市として将来的に児童館を設置する考えはあるのかとのご質問にお答えいたします。

旧野洲児童館については、学童保育の充実、民間保育所での一時預かり保育やファミリーサポートセンター事業など、地域全体において様々な取り組みを行ってきたことにより、子育て支援の一定の充実が図れたと認識しておりまして、議員ご承知のとおり、平成２８年３月末をもって廃止したところでございます。

また、２９年度からは病児保育の実施、３０年度からは、先ほど申しましたように、学童保育所での土曜保育の実施などによりまして、子育て支援、子どもの居場所確保については、拡大が図れてきていると認識しておりますので、児童館として設置することは現在のところ考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○１１番（山本 剛君） 今お答えいただいたのが病児保育の実施でありますとか学童の土曜開所ということで、拡大が図られているというふうに捉えられているというご回答でしたけれども、いわゆる先ほど私も言ったように、今お答えいただいたその学童につきましては、やっぱり行けるのが小学生の子どもさんだけですね。それより、小学生より下の子どもさん、あるいは小学生より上の中学生や高校生というのは学童は利用できない。そういった中で、私は拡大が図れているとは必ずしも捉えられないんですけれども、なぜそういった、今言いました小学生以外の子どもさん、まあ言ったら、今のところ、行くところが、まあ言ったら、今まで児童館があったときは児童館に行けた、それがなくなって、行くところが、まあ言ったら、１つ減っているわけなんですけれども、にもかかわらず、拡大が図れているというふうにお答えいただいたんですけど、その辺りはどういう根拠なんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 現在の人権センターホールにつきましては、一般貸出しという形にさせていただいております。当然、貸出しにおいての要件は設けておりませんので、事前に申込みをいただいた限りは、過去にそういった受け答えがあったということは

重々認識しておるんですけども、状況は当然確認する必要があるところがあるかとは思いますが、お子様というか、中学生の方とか高校生の方での利用が全くできないということではないというふうに認識しておりますし、今の生活、先ほども私は若干述べましたが、子育て環境の変化に伴いまして、各子どもさんの認識も変わってきているところもあると思います。現実的に学習環境の変化等によりまして、子どもさんの遊ぶという時間が必然的に減っている状況ではないかなというふうに推測しております。ですので、以前のように、そういった形で利用するというのはなかなか困難になっているところもあるのではないかなというふうには認識しておりますので、その辺はまた別の課題の面で、いろいろな施策を総合的に考えていく必要があるのではないかなというふうには考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ちょっと私は理解しがたいところもあるんですけども、拡大が図れているかということをお聞きしたんですけども、それに対するお答えが私にはちょっと届かなかったような感じでございます。

中高生の利用については、貸出しということで、できる限り貸出しをしていただけるということです。先ほど述べました、いわゆる親が、保護者が来ていないから帰ってちょうだいみたいな、そういうような、いわゆるすげない対応といいますか、それはないように重ねてお願いをしておきたいなというふうに思いますし、野洲市にはちょっと児童館がないよう状況なんですけども、例えば、お隣の栗東市は各小学校区に1館児童館が設置をされております。私は、これは、やっぱり従来それが子どもにとってよりよい環境ではないかなというふうに思っておりますし、野洲市でもぜひとも、やっぱり本当は各小学校区に1館は児童館があるべきだなというふうに考えております。

将来的に児童館を設置する考えというような部分については総合的に、そのまま総務だけにとどまらず、庁舎内で総合的に協議をして、設置に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えておるんですけども、再度お聞きをしたいんですけども、今言いましたように、子どもの居場所として非常に大切な児童館、これがない状態なんですけども、これを再び設置をするということについて前向きに検討をしていただきたいと思うんですけども、その辺りのお考えを再度お聞かせ願います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 再度の山本議員のご質問にお答えします。

所管している人権センターホールという形の中での児童館設置は施策の見直しに伴いまして、人権センターとしての役割を担う施設の附属施設という位置づけで現在運用しておりますので、あそこでの児童館という形は、所管部としては考えておりません。当然、子育て環境とかもろもろの政策を今後充実していく中での検討の中には考えることも、ご要望いただいておりますので、所管でまた考えることはあるかもしれませんが、私からは詳しくは答えられませんが、現状では、市としては考えていないという認識をお答えとさせていただきますので、現状はそのお答えでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 非常に残念な回答といえますか、児童館の重要性は一定理解をいただいているというふうに私は受け止めておるんですけれども、にもかかわらず、今のご回答では児童館そのものについてちょっと今のところ、設置をするような方向では考えておられないということなんですけれども、今のところという、いわゆるただし書きといえますか、そういうふうに私は受け取らせていただきたいと。やはり、先ほどから言っておりますように、子どもの居場所というのは選択肢が多いほどいいというふうに思いますし、また児童館というのは、いわゆる旧の言い方で言いますと、児童厚生員さんがおられて、子どもたちの遊びの相手をするだけではなくて、子どもの悩みを聞いたりとか、いろんな子どものよき相談相手にもなっておられたということがありますので、そういった部分を十分お含みいただいて、内部で今後の子ども場所の確保ということで検討をいただきたいというふうに思います。この辺り、もう最後なんですけれども、ちょっと一言でもお答え願います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 再度のご質問にお答えします。

ご質問いただいているということもございますので、ご要望という形のご意見として拝聴させていただいております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） これ以上、ちょっとやり取りしてもなかなかうまくかみ合わないというような感じもしておりますけれども、子どもの居場所確保というのが重要だということところは共通認識できるというふうに考えておりますし、児童館についても、現状では

たちまちどうこうはないけれども、全く可能性はないということはないというふうに受け止めさせていただきまして、私からの質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午前１０時３０分といたします。

（午前１０時１４分 休憩）

（午前１０時３０分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第４号、第１４番、野並享子議員。

○１４番（野並享子君） 今日には市民病院の問題を中心に、その後、ジェンダー平等、どこまでジェンダー平等ができるかどうかというのは分かりませんが、今日は国際女性デーということで、ちょうどいいタイミングの質問やったなとは思いますが。

それでは、始めます。

市民病院の建設について質問いたします。

多くの市民が令和５年に駅前で市民病院が建設されることを待っておられます。昨年１０月の市長選挙で、駅前での建設でなく、現地での建て替えをすれば半額でできるという公約の下、栢木市長に期待し、栢木市政が誕生しました。昨年の１２月議会で、半額でできるという積算根拠を求めましたが、専門家に出してもらったのではなく、現計画での単価を基に作成した私案であったと、建て替えるに当たり、仮設病院をどこに配置し、工事のための作業所をどこに造られるのか尋ねましたが、専門部会で検討してもらい、また北館は残して改修するということだが、狭い廊下を広げても躯体は変わらず、改修費用は無駄になると言いましたが、それも専門部会で検討をしてもらいと、何も具体的な答弁はされませんでした。

このような中、現計画の実施設計など、契約を３月１日で解約するということが出されました。国に交付金の返還を年度内にするために３月に解約しなければならない。翌年度に繰越しすることはできないと１月２２日の全協で説明されました。これまで積み上げてきた計画を中止してしまう重大な内容であり、また次の見通しも立たない中での中止とはあまりにも市民を置き去りにした行為であり、独断専行のやり方に怒りを覚えます。

さらに、建設部会、医療部会は非公開で、全く秘密裏に重大な課題が議論されています。

３月１日の市民病院評価委員会において、各専門部会の報告がされ、協議が行われました。どのような内容の議論であったのか、一般質問通告締切りの２月２４日までに明らかにさ

れていないため、かみ合わない点は質問日に修正をしながら質問しますということを通告いたしております。よろしくお願いいたします。

まず第1点目、建設部会、医療部会が非公開で行われました。これまでの市政では全て公開した中で進められてきました。180度方向転換の重大な内容が非公開で、議事録も作られないというのは市民、議会軽視であり、民主主義の否定の何物でもありません。非公開、議事録を作らない、民主主義のイロハの問題について、市長の認識をお尋ねいたします。また、全てを公開することについての答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

野並議員の専門部会が非公開で、議事録を作成しないことについてのご質問にお答えいたします。

会議を非公開としたことにつきましては、当該専門部会では建築及び医療の分野において、専門的見地から各委員に自由かつ率直なご意見を述べていただきたいと考えたことから、非公開で行ったところです。

なお、市の会議全般において、一般的に議事録を作成することはなく、会議録や要録を作成して、文書保存します。当該専門部会につきましても、議事録は作成せず、要録を作成し、文書保存します。当該文書については、意思形成過程の会議要録であり、また野洲市情報公開条例第7条の規定により、事務事業の計画の立案、決定等において、最終的な意思決定に至った後においても、その過程の情報を公にすることより、将来、同市の事務事業における適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合として、非公開文書として取り扱うものです。また、議員のご指摘の全て公開にすることに関しては、情報公開条例に基づき、判断していくこととなります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 議事録を作らない、公開しない、それは情報公開条例に基づいてという話ですが、今言われた要録、メモは保存をし、ということですが、その要録、メモ、これの公開をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまも申し上げましたが、将来同市の事務事業における適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合として、非公開文書として取り扱うものと考

えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうすると、私たちがもらった3月1日の評価委員会のところで、いろいろ問題があるというふうなことが書かれているんですけども、これ以外にももっと問題があると言われたんですか。どう、どこが、かなりこれ、いろんなことが書かれているんですけども、これ以外にどんな政策を誤るようなことが言われたんですか。建て替えは不可能ではないが、これだけ問題があるあるあると書いてあるんですよ。これ以外にそんな方向が変わるような、そんなものが存在するんですか。政策決定で非公開にしなければならないようなものが存在しているんですか。非常に私らは物すごく不安を感じますけど。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今も申し上げましたが、政策のことで非公開にしているという話ではなく、これはあくまでも評価委員会でお示しいたしました報告書、その当時のことが専門部会の中で話し合われて出されたということで、特にそれ以外のことということとはございませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） これ以上のものがないのにどうして非公開にしなければならないとかというのが、非常に市民置き去り、議会置き去り、そんな秘密的なことで、こんな重大な問題を進めていくというのは本当に民主主義のイロハはありませんよ。市長、ちょっとこれは本当に根幹になります。これから市長と対峙をしていかならん。この10月で改選ですけど、あと6月議会と9月議会なので、ここで対峙をしていかならん。こんな秘密で物事を隠して進めていくという、一番の根幹のところは、これは本当に正してもらわないと付き合い切れない状況になります。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今も申し上げましたが、そこにまとめて、評価委員会に出されている以外に特にこれといった内容はございません。だから、秘密、秘密と言われるんですけど、特に秘密にしているような内容はないんです。ただ、その意思決定、先ほども言いましたけども、意思形成過程の中でいろんな議論はされます、1つのことに対して。

それは自由闊達にやっておられることであって、それは皆さんの委員の中でまとめられて、出された提言でございますので、それ以外に重要な提言というのはございません。だから、秘密裏にしているんじゃないじゃなくて、そこで出た意見は評価委員会に出させていただいていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えをいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） それならば出していただいたらいいの違いますか、そんな後ろめたいものがないのであるならば。そんなものがあるならば、出せばいいではありませんか。前回、（平成）28年2月15日の支援継続可能性調査報告書というのがこれだけの冊子で明らかにされました。全部書いています。そこで誰が何を言ったかというのは書いていません。いろんな部分の分析をして書かれています。それでいいですよ。誰が何を言ったかという問題ではないんです。何が議論されたのか、耳の痛い話も、私らが聞いて、そういう話もあるでしょう。秘密でないならば出すべきですよ。出しなさい。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 何度も同じことの繰り返しになりますけども、その話し合われた中身は野並議員が持っておられる評価委員会のそこに全て書いているわけですから。名前は出さないというたら、それがそういう文書なんですよ。だから、そういうふうに、それが全てだというふうにご理解いただけたらありがたいです。

以上、お答えをいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 全然話になりません。2時間、3時間かけて話し合われた内容がこんなんですね。これが全て。たったこれだけです。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、8ページ。これだけしかないんですよ。そんな出せないと、秘密でなかったら出したらいいいじゃありませんか。出せないと言われると何かが隠されているのではないかというのが、私らは思うんですよ。そんな、ここに書いてあるとおりだと言われるんだったら、出したらいいいではありませんか。議事録を取っていないのであるならば、メモでもいいですよ。書かあったメモでもいいですよ。出すべきです。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 専門部会の部会長が一応お決めになられて進めておられることですので、出せません。今の現在では、それをお出しすることができない。そこに全部集約

して出させていただいているのが成果物でございますので。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） また、人に責任をなすりつけはるんですね、専門部会の部会長という形で。人に全部、自分でやっていないことは全部そうふうに。

そしたら、もう一つ、市長自らがされた設計業務委託の契約解除、これ、3月4日、本会議再開日のその日に結果報告ですわ、解除しましたというね。この解除しましたという、これ、今、議論の最中、この3月議会はみんなこの問題に対しては病院どうなるんやろう、次、どうなるんやろうというものをいっぱい思っておられる中で、駅前での契約の解除だけはさっさとされた。何で3月16日の特別委員会を過ぎてからされないんですか。3月16日、特別委員会を過ぎて解約するという、解除をするというのは支障があるんですか。何で3月4日でなければなかったんですか。教えてください。これは市長ですよ、やったのは。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この件に関しましては、今までから全員協議会とかその場で議員の皆さんには説明をしてまいりました。当初2月上旬、確か2月上旬にはというお話をしておったのですが、それがずれ込んで遅くなって、3月に皆さんにご報告させていただいたということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） だから、前回の議会のときに決議書を上げましたね。皆さん、あのときに大多数の方がちゃんとその設計書は生かして、次に残しておいてくれという決議をしたんですよ、次のものが全く見えないから。次、どこでどうするんやということが見えるまで、比較対照するためにこの業務はちゃんとやってくれと言うて決議をしたんですよ。今までお示ししていましたが、ないでしょう。示されたから、決議をしたんです。そして、言うてくださいよ。何で4日でないと駄目だったんですか。16日の特別委員会後やったら支障を来すんですか。よかったと違いますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 16日でもいいんですけども、分かり次第速やかにお答えしますというふうに申し上げてきたわけですから、分かった時点でご報告させていただいたとい

うことに何か疑義があるようなことですが、私は分かった時点でご説明させていただいたということですし、そして決議につきましては、重く受けていますということで言いました。その内容は成果物の話で、おおむね成果物はできているわけですから、それで十分だと。あと、血税を1,000何万削減できるということも、それは4日の日に説明させていただいた中で出てきたことなんですけども、私はそれで十分説明させていただいたとおり、進めさせていただいているというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 説明をしていただきました。解約するというのは聞いておりました。しかし、何で3月4日のこんな再開日の日に、3月4日のとおり契約解除を行いましたという結果報告だけを押しつけてくるというのはどういうことなんですか。しかも、その3月4日の日、市長は来られませんでした。議員に説明があるということで議員全員集まっていたけども、担当部長、物すごく議員をなめているというのか、本当に真摯に議員と向き合って話をしようというふうなことがないというところを私らは感じたんですけども、どうなんですか、市長。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4日のときの説明会に私が行かなかったことに関しましては、言い訳を言うわけではないんですけども、報告のみということをお聞きしておりました。だから、報告のみということは、担当部長がということで平素からやっていますので、私は出席させていただかなかったということでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 全然理解ができません。本当に3月の4日の再開日に市長が出てきて、この行いましたじゃなくて、きちっと行いたいということの説明に来るべきですよ。重大な問題でしょう。こんな重大な問題を議会の議員にもきちっと言わずに行いましたという、こんな結果だけを押しつけるというのは、本当に私はひどい。一番最初のスタートからひどいんですけど、初登庁のときにもうこの業者に言うてはるんですから。本当に全てにわたって、議会軽視、市民軽視の、一番最初のスタートで。最後のこの契約の解除にしても、市民も議会も全く説明もなく進めるという、ひどい話だと思いますよ。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 11月2日の初登庁のときに、業者に対して中止の依頼をいたしました。これは事実でございます。それはあくまでも選挙で市民の皆さんにお約束した、駅前では整備をしないということで選挙を戦わせていただいて、それが片や、変更設計委託料、委託だけがそのまま動いているというのは、普通おかしいですよ。だから、私は駅前では整備しないということで選挙を戦わせていただいて、市長にならせていただいたんだから当然、止めるのは、まず第一仕事だというふうに思いました。要は、中止をすべきだと。それで、そのまま何も言わずに、あたかも4日の日に解除しますと言っているわけじゃございません。それまでに議員の皆さんにはご説明もさせていただきました。その旨、早急に分かり次第、皆さんにご報告させていただきますと申し上げたのが3月4日であったということでございますので、3月4日の時点でご報告ができるのにもかかわらず、16日まで引っ張っているということ自体のほうが議員の皆さんに対して失礼ではないかなというふうに私は逆に考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並議員、質問を続けてください。

○14番（野並享子君） そうですね。もう16分しか残っていない。

2点目の地域医療についての認識をお尋ねいたします。

野洲市民病院は地域の開業医にとってバックボーンとなる存在であり、市民にとって頼りになる病院です。民間では経営重視で不採算部門はなくしていくことになります。野洲市民病院は地域医療を支える病院であり、市として、毎年2億円ぐらいの財政支援をしてきました。市長として、将来的にも行政に関わる病院として財政支援を含め、どのような位置づけをされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 財政支援を含めた病院の位置づけについてのご質問にお答えいたします。

公立病院は国が示している基準に基づき、一般会計において一定の費用負担が必要であることを認識しております。このため、持続性のある地域医療を確保する必要性から今後

も市立野洲病院に対し、基準内繰入れによる財政支援を行っていくという方針でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いくらぐらいを想定されていますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 令和3年度時点で3年度予算では収益的収支では2億5,000万で、資本的収支では6,000万でございます。3億1,000万ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次に行きます。

コロナ感染は1年、2年で収まるものではなく、変異ウイルスが市中感染していることで、公立病院でのPCR検査やコロナ病床の設置は市民の命を守るためにも必要です。将来を見据えて、中核医療機関として、野洲市民病院でのコロナ対策についての見解をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野洲市民病院でのコロナ対応についての見解のご質問にお答えいたします。

市立野洲病院では、昨年11月から予約制で午後に発熱外来を設置しているとともに、開業医からの紹介によるドライブスルー型検査も実施しております。また、本年1月からは滋賀県からの要請を受け、新型コロナウイルス患者の入院受け入れを行っているところでございます。いずれも公立病院としての使命と認識しておりますが、今後においても、新型コロナウイルス対応はもちろん、市民の安全、安心を確保するため、本市における中核的医療機関としての役割をしっかりと果たしていくことが必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 果たしていただきたいと思います。

次、行きます。

大きく（3）専門部会での検討内容は、現地での建て替えが可能かどうかを検証する部

会と認識していますが、その前提で質問をいたします。

①半額でできるという検証はされたのか。建築部会、医療部会で委員から出された意見はどのようなことなのか、お尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 専門部会での建築費に対する検証についてのご質問にお答えいたします。

対案の建築費に関する検証は、建築専門部会において議論をいただきました。その結果は、詳細な建築条件が示されていないため、確定的な判断ができないと判断されました。しかしながら、整備費用の詳細な検証は業者委託等が必要であることと、対案は工事中に様々な制約を受けるため、通常の建築工事に比べて整備単価は上がるとご指摘いただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 2点目に入る前に確認をいたします。この2点目からは、現地での建て替えをするということについて、いろいろと現地での建て替えはどうかという形の質問がずっと続いております。ですから、現地での建て替えをするのか、しないのか、これをまず明らかにしてください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 代表質問でも申し上げましたが、今、ここでまだ市立野洲病院関係者と院長をはじめ、関係者との協議、検討ができておりませんので、今、ここで現地建て替えをするのか、しないのかのご返答はできません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今までもできないというのがこの（平成）28年の時点です。今回のこの評価委員会は5年たっていますけども、同じような内容です、懸念する、問題があるという内容は。ということで、先生との協議ができていないと言われても、もう先生は発信しておられます。ここで医療を続けながら建て替えすることはできない、駅から5分以内ということを院長は言っておられます。協議の以前にもう既に言っておられます。どう協議するんですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員が新聞報道等々でそれを聞いて、見て、判断されておっしゃっておられるとは思いますが、まだ正式にテーブルにのせて、私どもと院長とで協議はできていないというのが事実でございますので、今、ここでどうするこうするというのはできません。ただ、（平成）28年のときの提言というのと今の現地建て替えとは、中身が若干ずれている部分があると私は認識しておりますので、今、評価委員会の検証結果というのはお手持ちに持っておられると思うんですが、不可能ではないというふうに一応出していただいておりますので。ということは、言い換えてみたら、いろんな諸条件はあるんですが、可能であるという部分も、100%不可能だということではないというふうにも読み取れますので、そういうことも踏まえて、院長と再度、きちっとテーブルについてお話しさせていただくのが筋だというふうに私は思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） ということは、5年以上先にしか動かないんですよ、この計画でいくと。建て替え、壊す、建てる、また壊す、こっち改修するというふうなことをずっとやっていきますからね。令和5年に建設という現計画ではいけないということでしょう。費用は高くつくと言うてはるんです。それでも60億では絶対できませんよ。それを承知で協議されるんですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 検証の事実にとっとして、協議をするというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） あそこで建て替えをするということになると、本当にいっぱい問題があります。

次に、ずーっと出しているんですが、レイアウトの位置はどうするのか。安全性についてとか、西館の建て替えでは3階以上が独立だから、すごくレイアウト的に動線も悪いとか、いろいろ出しているんですが、こういった部分に対してちょっと簡単に答え願いますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） レイアウト等については、対案のときから仕上がっておりません

でした。建築部門でもそういう詳細にわたっての根拠がないので、費用が半額以下程度でできるか、できないかというところで検証はできないというお答えをいただいたと思います。今でも病室が1つのところにどういうふうにレイアウトするのか、ナースステーションをどこへ持っていくのかというのは、当然、今も考えておりませんし、そういうものがございませので、お答えはできません。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうしたら、北館を残すということになっています。北館にはエレベーターが1基しかありません。今のコロナ禍で食事の配膳ボックス、これ、一緒に面会の人とか患者とか、1つを使わんならん。これに対してはどういうことをしようと思っておられますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 北館のエレベーターにつきましては、これをどうしようというふうに考えていたかということについては、どうするということは対案の時点では考えておりませんでした。ただし、今、議員もおっしゃるように、北館のエレベーターについては課題があると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 改修のときに2基することができるんですか、お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今も申し上げましたけども、考えておりませんのでお答えもできません。申し訳ございませんが、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そしたら、もっと飛びます。（4）のところの現在60台の敷地内の駐車場、工事の仮設の診察室になるということですが、これは一体どこに確保しようと思っておられるんでしょうか。また、向かい側の道路との駐車場、この危険性、これも評価委員会の中に危ないと書いています。それをどういうふうに解決するんですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今のご質問は建築中の話でよろしゅうございますでしょうか。現地建て替えをする場合を想定しての答えでさせていただきます。工事期間中はもともとあります駅前の市有地を臨時駐車場として利用することを想定しておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 病気の人は、駅前からあそこまで歩くんですか。病気の人ですよ。歩くんですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 病気の人は、車も運転できない方は恐らく送迎で来られると思いますので、病気の人を病院のところで降ろして、車は臨時駐車場のほうへ持って行っていただくということを想定しておりますし、本当に病気で来られる方にのみ、前の駐車場に止めていただくとか、近いところでできる限りの車を駐車できるようにしていったらいいのではないかなと。そしてまた、逆にシャトルを出すということもあるかなというふうには思いますけども。

これ、余計な話なんですけども、もともと駅前で病院を整備するときは、現野洲病院のところを駐車場にしてという話も出たぐらいですので、あんまり五十歩百歩のことと違うんかなとは思いますが、取りあえず、私が今考えている臨時駐車場は駅前の駐車場を利用するというのでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） これも大きな問題です。

あと、診察しながらは無理というふうに院長が言われていますね。この懸念はこの評価委員会のこれで解消されたんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現地建て替えに対する懸念への対応についてのご質問にお答えいたします。

評価委員会では検証の結果、医療を継続する上での患者やスタッフの動線や騒音、振動等に対する懸念が報告されております。懸念は解消されませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 懸念が解消されないのにあそこで建て替えするんですか。ちょっと話が合いませんが。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現時点で現地建て替えをする、しないというのは、お答えできませんというふうに最初申し上げておりますので、今お答えしているのは、現地で建て替えをすることを想定して駐車場等とのお話をしているわけです。だから、検証の結果を重く受け止めておりますので、それは院長先生等と協議した上で進めていくということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そしたら、もっと飛ばします。（7）に行きます。

現地での建て替えが無理、今度は逆ですね、無理ということになるなら、様々な課題があります。市民の命を守り、医療を継続していくためには、病院長が言われた駅から5分以内の場所での建設について市長は尊重すると言われたが、駅周辺ではまとまった土地は駅前の土地しかないと考えますが、どのように尊重しようとされているのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 院長の意見を尊重というより、院長の意見はお聞きして、協議していくというふうに考えておりますけども、駅前で建設に立ち返るべきではないかというふうにご質問いただいたということでお答えいたしますが、公約において現計画の駅前市有地での病院整備は行わないことを掲げて当選しましたので、現在の病院整備計画に戻すことは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 私はこれを持っているんですけど、選挙期間中の選管の証紙の貼ってるビラです。もう公に出された公約です。一番最初に、ぜいたくな駅前での新病院整備計画は大幅に見直す、現病院の跡地に半額程度で新病院を新設、これが大きな一番最初の部分ですね。今の話でいきますと、何か結論は先送りみたいなことを言われますが、どちらにしたって、この駅前では建てないということだけを言われて、それで当選したというのではなくて、半額でできるというところ辺で共感をされた人も多数あった。駅前で建設をしてほしいという人も多数おられたんですよ。ほとんど拮抗していますね。それを、拮抗していたこっちの部分を駅前で建ててほしいと言っておられた方々の声というのは尊重しないと駄目だと思いますが、これだけで結果を出して、進まれるというのはいかがな

ものでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員のご質問にお答えしますけども、非常に難しいことを問われております。選挙という中で確かに拮抗しておりました、駅前がいいか、悪いかと。だから、駅前でもいいやないかという人は少なからず半数近くおられたという認識はしております。じゃ、4年前、私が選挙に出させていただいたときも同じような拮抗だったと思うんです。そのとき、そのお言葉が出ましたでしょうか。半数近くの人が4年前の市長選で、半数の人が駅前は嫌やと言うてる人が多かった、半数近くの人が。その半数の市民の声はどこに生かされたんですか。だから、私はまた4年後に出たんです。違うんでしょうか。私は多くの市民は何を求めておられるのかといたら、駅前とか駅前でないよりも、早く病院を整備してほしいという声が、やっぱりこれは1つだと思うんです。それに向かって進んでいくのが、我々、議員の皆さん、共通の目的やないかなというふうに私は思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうしたら、市長、いつになったら病院は開設という形のことを出されるんですか。新しいところで建てられるんだったら、一からしんならん。いつ、みんなが早くしてほしい。令和5年にはもう開設というところまで来ていたんですから、いつということを言っていたきたい。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） いついくか、何月何日に開設しますと言えたら、これほど楽なことないんです。私は市長にならせていただいて、今、いろいろ皆さんからご質問を受けて、一つひとつお答えしているんですけども、ちょっと前へ先に進むと、これはもう議会軽視だというふうにおっしゃいますし、そやけど、一つひとつ、これ、積み重ねて、前へ進んでいかないかんというのを私は言いたいんです。だから、責めるんじゃなくして、みんなが協調して、この病院問題だけは、やっぱり市の大きな問題だということで、みんなが協調して話し合うて前へいきたいんですよ。そやから、いついくかと、一日も早く整備したいということは常日頃申し上げておりますし、一日も早く整備するように持っていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 私はアサヒビールの土地のことを出しております。あそこでアサヒビールからは本当に12億で買ったんですけど、公園にしていくとか、そういう潤いの場所が欲しいとかということで、民間に売れば、絶対にマンションになるということで、市の土地として税金で買ったんですよ。その部分のときにJAとの協議をして、あそこを含めて、病院にしたらどうや、手前を公園にしたらどうやというふうな話が出ていたんです。そこにもう一遍立ち返るということはできませんか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前で病院ということをもう一回立ち戻って考えたということをおっしゃいますけども、私は、一応病院は駅前では整備しないということで訴えさせていただいて、市長にならせていただいておりますので、駅前に病院をもう一度、再度することは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうすると、この専門部会のここの私、ちょっと追加というところの6ページに「専門部会から東館について現地を確認したところ、老朽化が著しい状態である。使用に当たっては設備、内装及び構造について早急な対策を講じる必要がある」と書いていますね。これ、早急なという形になってはいますけども、来年度のどこかでこういう予算が出てくるんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 老朽化している東館の修繕の費用でしょうか。来年度、出す予算は、この新病院の整備に対しての予算は考えておりますけれども、現病院の老朽化している部分の改修ですね。それは今後検討していきます。期間の問題もありますし、多くの金額、費用を投資するということは考えておりませんが、応急の部分、どうしても直さなアカンところは直していかな仕方がないというふうには思っております。もう東館全部リニューアルしてしまたら、建て替えも何もないわけですからね。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 設備、内装及び構造について、構造もですよ、早急な対策を講じる必要があるという。ちょっとのお金と違いますよ、これ。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 緊急的、応急的に必要な修繕はしていきますけども、この内装とか、今言われた、これを全部、これを改修したら、大規模改修になってしまいますので、要は新しい病院を整備したら、必要がなくなる施設ですので、必要最低限度の修繕はあるというふうに認識していただけたらありがたいです。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 二重投資になると思いますので、本当にその問題については検討をしていただきたいと思います。

次に移ります。

駅前の将来構想について、文化ホールや小劇場、幼稚園も含めて、大規模開発の計画があったが、駅前の市有地についてどのような構想を持っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前の構想についてですけども、野洲駅南口の市有地につきましては、平成27年3月に策定した野洲駅南口周辺整備構想において、心と体の健康とにぎわいをテーマとした機能を配置する計画としていたところですが、市民病院の整備方針を変更したことに伴い、構想を見直すこととし、今後検討を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 誰かの答弁のときに、民間の知恵を借りてということをおっしゃったと思いますが、民間というのは、儲けるんですね、企業ですから。そうすると、市有地、貴重な市民の財産、これが儲けの対象になるのではないかという、そういう思いを持っています。奥に公園を造るというのがセットでありました。そうしたら、その公園やらはどういうふうな構想になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前の公園についてのご質問にお答えいたします。

議員がお尋ねの駅前の公園については、野洲駅南口周辺整備構想を見直す過程で、市民や議員の皆さんからのご意見や提案をお聞きするとともに、事業者へのサウンディング等により情報収集に努め、検討していきたいと考えております。

なお、駅周辺は税収を生み出す場所であると考えておりますが、駅前の市有地の売却を

前提に申し上げているわけではなく、にぎわいを創出し、市有地の有効活用を図っていくことを意図したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、駅を降りて、文化ホールまで歩けば、三上山が見えます。野洲のシンボルです。そういう景観を本当に残してほしいということで、あの土地を買ったんです。そういうところ辺は認識をしていただいていますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この駅前市有地を12億5,000万で買われた。駅前市有地とか、アサヒ麦芽から買われた経緯というのは、お聞きはしておりますけども、当時議員もしておりませんし、行政にいたわけでもございませんので、正確なことは分かっておりませんが、三上山が見えるところを整備してほしい、三上山が見えるようにということは聞きました。今現在、駅前から南側の歩道を歩いて、例えばいろんな商店街がございますね。あの商店街を歩いておられて、三上山が見えますか。2階建ての一带、例えば平屋の建物があったら、三上山が見えるでしょうか。ということは、見えるようにしようと思ったら、何も建てたらいかんのですよ。ちょうどあそこの姫路駅を降りたら、姫路城が見えるように、何も建っていない。広大なというか、広い道と駅前の広場で。ああいう形のことを考えておられるのかなというふうには思うんですけど、野洲市は非常に財政状況も厳しい中でございますので、税金が図れるところは有効利用していくのがまず第一ではないかなというふうに私は考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 景観は1回壊してしまうと取り返しがつきません。それだけは言っておきます。

次に、ジェンダー平等の質問をします。

飛ばしまして、ジェンダーとは、女らしさ、男らしさとか、こうあるべきだとかいうふうな役割分担を指していまして、一般的には社会的、文化的につくられた性差というのが定義とされております。しかも、戦前の男尊女卑、個人への国家への従属を当然視する勢力が戦後政治の中枢を占めて、現時点でも森喜朗元総理大臣の「女性が多い委員会には時間がかかる。わきまえない」。女性への発言は世界中から非難を浴びましたが、いまだに報道

機関の取上げ方に問題があるような認識であります。こういうような中で、家制度にがっかりと女性差別が組み込まれているというのが、明治期につくられた差別の構造が、これが戦後も今も引き継がれているというのが現状であります。

そういう中で、日本はジェンダー平等で世界153か国の中で121位という状況にあります。こうした中で、市長と教育長に見解をお尋ねいたします。

ジェンダー平等について、まず認識をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員のジェンダー平等についての認識のご質問にお答えいたします。

野並議員の質問の中にもありましたが、ジェンダーとは社会的、文化的につくられた性差と言われており、性別役割分担意識など、それに基づく偏見や不平等は今も根強く残っております。こうしたジェンダーに基づく男女の差別を解消し、個々の能力が生かされる社会をつくっていくことが重要であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員、よろしいですか。

○14番（野並享子君） 市長、こっちも言うてくれるんやと思って。1個ずつ。

○議長（東郷克己君） 初問、1番目は市長だけの答弁要求になっていますが。

○14番（野並享子君） 市長と教育長に聞いたつもりなんですけど。答弁書に市長だけの名前しか書いていませんでしたか。

○議長（東郷克己君） はい。

○14番（野並享子君） すみません。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） すみません。私は教育長にも尋ねたつもりでございました。第1の括弧で、市長と教育長に尋ねるということで。認識は一致しておりますので、よろしく願いいたします。

そしたら2点目、市政運営、教育行政でどのように具現化されているのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員の市政運営でどのように具現化されているのかのご質問にお答えいたします。

先日、開催されました。男女共同参画審議会において、審議会から第4次男女共同参画行動計画の答申をいただきました。現在、第4次男女共同参画行動計画の策定に向け、準備を進めているところでございます。令和3年度から実施される新たな計画に基づき、それぞれの部署において、男女共同参画の視点を持って、取り組みを進めてまいります。

また、女性の採用や管理職への登用についても、その能力や成績を基に、市が他の模範となるように積極的に進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教育行政での具現化について、続いてお答えをいたします。

今、市長からありましたように、令和3年度から実施されます新たな第4次野洲市男女共同参画行動計画に基づいて、男女共同参画の視点に立った学校、園の教育、保育を進めていきます。

具体的には、この計画の重点課題3というところに、男女平等教育の推進として、全部で7点の施策内容が指定されており、それに基づいて進めていく予定でございます。

順番に申し上げます。

1点目は、学校、園所における男女平等教育の促進です。これは男女共学でありますとか教習、技術家庭とか保健体育とかいろいろあると思うんですが、そういうことを中心に男女平等教育を進めるということです。

2点目は人権意識の醸成。

それから3点目は、学校、園所生活などの点検、見直しです。例えば、これは持ち物とか、学校でいいますと、上靴のラインの色とか、昔は男女別の色になっていたということもありますが、こういうふうなことも含めての生活の見直しです。

それから4点目、教職員、保育士の学習、研修の推進。

5点目は副読本。これは学校では教科書以外に副読本というのがありますが、そういうなんとか、それから教材、いろんな教材がありますが、そういうところ辺でも男女共同参画の視点で見直していくということです。

それから6点目は、発達段階に応じた適切な性教育の推進。

それから7点目は、キャリア教育の推進です。これは男女の性別で職業等を考えるのではなくて、自分の適性や、あるいは生き方を考えた上での就労などの学習を進めていくということです。

以上7点の観点で具現化を図っていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次、各種審議会、委員会で女性の比率を4割ということで取り組まれていると思いますが、できていない審議会名や委員会名を明らかにされたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員の各種審議会、委員会で女性の比率4割を達成できていない審議会、委員会はのご質問にお答えいたします。

ご質問では、女性の比率4割を達成となっておりますが、野洲市男女共同参画推進条例第15条において、「男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない」と規定されておりますので、女性議員の占める割合が40%以上60%以下が達成できているかどうかという視点において、お答えをいたします。

各種審議会等における女性委員の参画割合については、毎年1回調査を実施しており、その結果については、野洲市ホームページに記載しているところでございます。

直近の令和3年1月1日現在の調査では、委員を選任、委嘱している審議会等は86となっており、女性の占める割合が40%以上60%以下を達成ができていない審議会等は29で、全体の33.7%、達成できていない審議会等は57で、全体の66.3%となっています。

具体的には、市議会をはじめ、野洲市行政不服審査会、野洲市入札監視委員会、野洲市空家等対策協議会などとなっておりますが、57もございますので、詳細につきましては、ホームページに公表をしておるということでよろしく願いをいたします。主なものは、今言わせていただきましたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 引き上げていくということをまだされると思いますので、また1年か2年したら、質問したいと思います。

次、親から、また地域で、ジェンダー平等に欠ける慣習を受け継ぐことが多々あると思いますが、市からのメッセージや教育の果たす役割は大きいと考えます。この点について市長と教育長の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員の市の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、残念ながら思うように事業の実施、啓発はできませんでしたが、例年であれば、市内で男女共同参画を推進していたっている市民団体、男女共同参画プランやす協働委員会（参画やす）とともに、事業を展開してまいりました。男女共同参画週間には、男女共同参画フォーラムを実施、また男女共同参画に関する研修会、全３回でございしますが、などを実施し、多くの市民の皆さんに男女共同参画について考える機会を提供できたと考えております。

令和元年に実施した市民意識調査では、性別役割分担意識や慣習、しきたりなどで固定観念について少しずつ改善しているものの、依然として根強く残っており、これを解消するために、男女共同参画、ジェンダー平等等について、様々な機会を捉えて、啓発を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野並議員のジェンダー平等についての教育が果たす役割についてお答えをいたします。

男女共同参画社会の実現のためには、幼少期から男女の平等意識を高める保育教育が大切です。既に教育、保育現場では男女混合名簿やともに学ぶ共習が当たり前になっています。例えば、幼稚園などでは男女が分け隔てなく、様々な活動をしています。また、小学校の家庭科をもちろんです。が、中学校の技術家庭科や保健体育科でも今ではクラス単位で授業を行い、昔のように男女別に授業を分けることはしていません。しかし、残念ながら、子どもたちは家庭や地域社会に根強く残っている性別役割分担意識やマスコミなどの影響を大きく受けています。

そこで、特に小中学校では、先ほど申し上げた共習授業などの教育システムとは別に、児童生徒の意識面でのジェンダー平等を目指す人権教育に力を入れています。そして、親や祖父母の生まれ育った時代とは違い、あなたたちが男女平等の新しい世の中を切り開いていくんやという意識づけをしています。

一方で、保護者さんや祖父母世代に対する啓発も重要と考えています。そこで、ＰＴＡや校園の研修などに男女共同参画に関わるテーマを随時入れて、啓発を行っております。市教育委員会では、この２１世紀を担ってくれる子どもたちがジェンダーに縛られず、各

人の個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と、あらゆる差別のない明るく住みよい社会を築いていってくれるよう、校園の教育をしっかりと進めていきたいと考えています。

以上、お答えをいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次に移ります。

3点目、学校教育は大きな役割があります。子どもたちが声を上げれば、変えられるという実感を身につけることが必要です。児童会や生徒会で身近な校則や学校施設など、子どもたちの声を聴く教育をすべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の子どもたちの声を聴く教育についてお答えをいたします。

当事者であります子どもたちが自分たちの社会を主体的に切り開くことやそのための力をどのように育成するかは、今日の教育で大変重要なことであると考えています。そうして、様々な場面で自分たちの声と行動が学校生活の改善を促すという、そういう経験が教育の具体的な実践の場であるべきであると考えています。例えば、市内の中学校では、ある生徒の声をきっかけに、性の多様性について考える学習を行っています。そして、学校における人権学習の重要な課題の1つにそれを位置づけ、教職員の研修も実施されました。さらに、ジェンダー平等の観点から、市内3中学校における新たな制服の導入についての議論も始められています。

議員お話のように、児童会、生徒会はもちろん、教育の当事者である子どもたちから直接の声を聞き、身近なことを主体的に改善していく子どもたちが、そういう経験をしていくことをこれからも大切にしていきたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 子どもの制服、小学校標準服というふうな形になっていますけども、もうそなん、暑くて着ていられないとかいうふうな声は聞くんですよ。だから、そういうなんも子どもらが発したのをどうしようかというふうな形に変えていくということが私は必要だし、中学校でも女性は冬でもスカート、それが今、校則でスラックスでも構わないというふうな、選択できるという幅広いものができていますので、そういうふう

なところ辺は今どういうふうにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 改定の主体は各学校です。ただ3中学とも、やっぱり保護者さんの負担をできるだけ下げるということで、それやったら、量的に多いほうがいいだろうということで、3校一緒に考えていこうということで、改定委員会というんですか、協議会みたいなものを設けて、今、論議を進めておられます。

そこで出ている意見は、基本は男子の詰め襟は非常に厳しいというのもありますし、セーラー服もなかなか下にいろいろ着たりとか、いろいろ調整が難しいというのもありますので、ブレザーとスラックスを基本にすると。女子でスカートが履きたい人は履いてもいいというふうな形にはどうかなという意見が出ています。まだ、最終決定はされていませんし、教育委員会もそこではオブザーバーという形で支援には入って、ともに論議を進めているところです。

それから、これは保護者さんと在校生から一応アンケートを取っておられますので、それに基づいて協議を進めておられるという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 新聞で報道されていましたが、自分たちがこんな制服にということで、声を出して、それが実現したという、私はそこが必要だと思うんですよ。上からの押しつけじゃなくて、子どもらの声を大切にして、自分らの声を上げれば変えられる、教育長が言われた、そういう経験をぜひやってあげてほしいと思います。PTAのところ辺も大切ですけどもね。お願いします。

次、4点目、日本の教育は政治活動を教育に持ち込むなど規制をかけていますが、そこが世界から大きく立ち後れ、121位という不名誉な位置にあります。時々話題になっている政治教育が必要と考えます。18歳からの投票が実施されたら、投票率が低く、政治に無関心になっている原因は教育にあると考えますが、見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野並議員の4点目、政治教育についてお答えをいたします。

これからの社会を担う子どもたちが世の中の仕組みを学んで、政治や社会に関心を持つことは、本当に大事なことだというふうに捉えています。学校教育ではこれを政治教育というふうな言い方ではなしに、主権者教育というふうな言い方で、主に社会科で学んでい

ます。政治と暮らし、日本国憲法と三権分立、選挙と民主主義、地方自治など、様々な政治のシステムなどを学んでいきます。

また、こうした教科の学習とは別に、特別活動として、学級活動や、先ほどお話の児童会、生徒会活動があります。ここでは、自分たちの学級や学校の課題を自分たちで考え、それを解決する手だてなどを話し合い活動の中で学んでいきます。また、そこでは選挙なども行い、民主主義の学習の場ともなっています。

また、小中学校では選挙権が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、児童、生徒会に今まで以上に、自分たちが生きていく社会の主権者としての教育を行っています。投票についても、その重要性を伝え、教科などの中で指導しているところがございます。ただ、投票率の低さや政治への無関心の原因については、決して学校教育だけの責任ではなく、むしろその規範となる大人社会全体の問題ではないかというふうに、教育委員会は捉えております。

遠い問題ではなしに、子どもたちの身近な保護者や祖父母、地域の皆さんの意識や行動様式の変革がまず大切ではないかなというふうに捉えております。さらなる啓発が進められることを期待しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いろいろ工夫はされているんでしょうけど、ドイツで環境教育の中で、みんなでプラカードを作って、デモ行進をしたというね。学校の教育ですよ。そういうふうな、自ら行動し体験をするというふうな、そういうことまでやっておられるということです。やっぱり主権者教育というのがすごく充実しているというのか、小さいときから、自分の言葉を話す、表現する、発信するというのが日本人の場合はちょっとそこが欠けていると思うんですけど、やっぱり大人社会もありますけども、なかなか大人社会はそう一遍に一、二の三でいきませんので、教育だと思いますが、教育長、どうですか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員、今言われましたように、教育の果たす役割は本当に重要だというふうに思っておりますので、先ほど言われたドイツの例でもあれですが、ドイツほどは政治教育というか、その部分は教育は踏み込めないことになっていきますけども、範囲内で精いっぱい子どもたちの政治に関する意識の向上を図っていききたい。それが教育

の大きなこれからの役割ではあるというふうに認識をしております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今日が世界女性デーですので、もう一度いろんな意味で立ち返っていただければと思いますので。

以上で、質問を終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 朝の山崎議員の答弁の中で、私が山崎議員と稲垣議員の名前を取り違えたというご指摘をいただきまして、山崎議員に対しましては、大変失礼いたしました。おわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第5号、第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏でございます。

令和3年第1回野洲市議会定例会の一般質問に当たり、私は高等専門学校の誘致について質問します。

去る令和3年1月26日、滋賀県知事と自民党滋賀県議団との政策協議会で知事は、高等専門学校、略して高専の設置を目指す方針を明らかにされました。県によりますと、高専未設置の県は滋賀県など5県であること、また県内の経済団体から製造業の人材不足を受け、高専設置を求める要望が高まっているとのことであります。そこで、県は本年度に高専で育成する人材像や学科、カリキュラムの調査をコンサルタント会社に委託し、その後、有識者による会議で議論し、骨子をまとめる方針とのことであります。

さて、高専の誘致については、振り返ってみますと、平成20年3月定例会におきまして、私は当時の所属会派を代表し、野洲市に高専を誘致されるよう提案する会派代表質問を行いました。しかしながら、その後は滋賀県が野洲市において特に何も進展しなかったところでありますが、今後、滋賀県知事の方針を受けて、ぜひとも野洲市に高専を誘致し

ていただけますよう要望すべきと考え、質問いたします。

まず第1点目に、本市は大手IT関連企業のマザーファクトリーが集積しており、今後も事業の高度化が促進され、エレクトロニクス分野に牽引する最先端技術の集積が想定されます。そのような環境にあって、野洲市は誘致に当たって有利性があると考えますが、この提案についてどのように捉えておられるのか、見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 荒川議員の高等専門学校の誘致提案要望についてのご質問にお答えをいたします。

高等専門学校を誘致することは、本市にとりましてもにぎわいの創出や若者の地元定着、生涯学習の推進等の恩恵があり、市内の企業にとっても人材確保のほか、共同研究の機会の創出等、多くの恩恵があると考えております。また、本市には情報通信技術関連の大手企業が集積しており、高等専門学校の誘致に当たっては、他自治体にはない優位性があると考えております。

そうしたことから、本市におきましても誘致の提案要望をしっかりと受け止め、今後、荒川議員をはじめ、関係各位のご意見等もいただきながら、誘致に向けて、積極的に関わっていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） ただいまの回答によりますと、積極的に取り組んでいく考えということで、私どもと認識は一致いたします。特に優位性があるということでございますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

高専というのは、全国に国公私立合わせて、現在57校存在しております。関西におきましては、京都に舞鶴高専、奈良に奈良高専、和歌山に和歌山高専、兵庫に明石高専と公立の神戸市立高専、大阪には公立の大阪府立高専とあり、また近くの三重県には鈴鹿高専があったところであります。

まず、高専でございますが、昭和37年度に産業界から高専設置要望があり、そして今日に至っております。最近の高専ではロボットコンテスト全国大会なども行い、子どもたちにも人気があり、高専の存在が知られるようになっております。そのような中、ICT、情報通信技術に対してのエリート育成は必要であり、野洲市の企業環境は非常に恵まれていることをお互いに確認できたと思っております。

それでは、２点目の質問に入ります。

現実的に誘致となれば、具体的に場所を示すこととなります。そこで、私は希望が丘文化公園内でのキャンパス等の設置が最適と考えます。この公園は、野洲市、湖南市、竜王町にかけて位置し、東西約４キロメートル、南北約１キロメートルであります。敷地面積は何と４１６ヘクタールの広大な総合公園であります。このような公園への誘致場所に対する見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 用地の候補地についてのご質問にお答えいたします。

希望が丘文化公園につきましては、現在、国民スポーツ大会に向けたスポーツゾーンの施設整備が進められているところですが、文化ゾーン及び野外活動ゾーンは老朽化等により利用が低迷しており、県において活性化の検討が行われているところでございます。私の公約におきましても、希望が丘文化公園との連携と活用促進を掲げさせていただいており、有効活用につきまして、模索しているところでございます。

そうした中、本市では、希望が丘文化公園を中心とした２市１町の活性化を目的とした、野洲・湖南・竜王総合調整協議会がございますので、まずは、希望が丘文化公園の活性化の１つの案として、高等専門学校の誘致について協議会に提案していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○１７番（荒川泰宏君） ただいまの回答によりますと、協議会で検討していこうと。なるほどなと思います。野洲市だけで進めるよりは、確かに湖南市、竜王町と巻き込んだ要望活動がさらに効果があると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

滋賀県の希望が丘文化公園は、優れて自然環境を保護し活用して、県民に潤いの場を提供すること、また青少年の健全育成や生涯学習活動についての推進、スポーツの振興を図ることによって、県民の心豊かで健やかな生活と個性豊かで活力ある滋賀の実現に寄与していくことを目的とし、設置されたものであります。

さて、希望が丘文化公園は、昭和４２年、今から５４年前に基本調査研究を京都大学の研究室へ委託し、そこからスタート、その後２年後の昭和４４年１０月３日に建設事業の起工式が行われました。そして、その後は様々な施設等が完成し、昭和５６年１０月１３日から１８日にかけて、びわこ国体、ラグビーフットボール協議会が開催されたり、様々

な行事や大会が行われました。また、三笠宮殿下をはじめ、多くの皇室、各国の大使等がお越しいただいた施設でもあります。そのような希望が丘文化公園を本市も最適地として考えておられることに安心したわけでございますけれども、なお本市では今後、県に対し要望するとするならば、希望が丘文化公園以外に考える候補地もあると思いますが、考えておられますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほどもお答えいたしましたように、野洲・湖南・竜王総合調整協議会において、まずは希望が丘文化公園の活性化の1つの案として、高等専門学校の誘致について協議会に提案していきたいと考えているところでございますので、現時点ではほかの候補地は想定いたしておりません。よろしく願いをいたします。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） はい、分かりました。

まず第1点目の希望が丘文化公園を先行していくという考えは分かりました。了解でございます。

それでは、次に3点目の質問行います。

滋賀県では、令和4年3月をめどに構想の骨子をまとめるとされております。時間に余裕はありませんが、現状、滋賀県の総合企画部企画調整課が窓口となり、様々な調査、研究をされている段階であります。市内には野洲工業会という団体がありますが、当団体との会合の中で、高専の誘致についての議論や本市に工業系の人材確保の政策要望等はあったのか、お尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 関係団体との議論や政策要望についてのご質問にお答えをいたします。

平成29年に開催されました野洲工業会との行政懇談会において、産・官・学連携を見据えた学校等の誘致につきまして、意見交換を行っております。このとき高等専門学校の誘致については野洲市単独での整備は難しいということで、若い世代の選択肢を増やすには、工業系の高等学校の充実が必要であるという議論がございました。

なお、それ以外では工業系の人材確保の政策要望は伺っておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○１７番（荒川泰宏君） 工業会との会合というのは、まちの発展にとっては大変重要な会議であると思います。今聞きますと平成２９年ですか。それ以降の会議はやってもらえないんですか。お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） いえ、（平成）２９年以降も毎年１１月に年１回、１１月頃に野洲工業会主催で開催される行政懇談会にこちらから出席するという形で、毎年行かせていただいております。その折は市政運営について、会員の皆様と意見交換をさせていただいているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○１７番（荒川泰宏君） ただいまの回答によりますと、年１回、１１月ということでございましたけれども、もう少し、やっぱり回数は持っていただきたいと思いますね。日進月歩でございますから、ぜひ工業会との会合は頻繁に持っていただいて、別に接待までもらわなくて結構でございますので、ぜひ重要な会議と捉まえていただいて、取り組んでいただきたいと思いますし、特にその中では市長のトップセールスというものが非常に大切になってきますし、今日、副市長も就任していただきました。副市長も滋賀県で様々な人脈をつくられたことと思いますので、それを十分生かしていただいて、工業会の会議は市長だけでなく、お二人で参加していただく、トップセールスをしていただきたいと思っています。

それでは、４点目の質問に入らせていただきます。

近年、滋賀県内の私立高校を見ますと、文武両道の学校が急激に増えている中で、このたびの高専設置とは別に、現在、本市に大学、高校などの設置についての問い合わせはあるのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 問い合わせの有無についてのご質問にお答えいたします。

大学や高校等の設置に係る問い合わせは、現在のところはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○１７番（荒川泰宏君） 残念だなと率直に思うわけですが、参考に、過去の高等教育機関等の誘致について、私の知る範囲で申し上げますと、旧野洲町時代には、滋賀大学の彦根キャンパスにある経済学部、大津キャンパスにある教育学部を１つのキャン

パス案がありました。当時の野洲町に統合するという話があったところでございますけども、結果は現在の現状のままとなっております。

また、大阪成蹊短期大学が野洲市に設置するか、もしくは京都の長岡京市に設置するか検討されました。結果は、長岡京市となりました。

後に、同じ系列で、志賀町にびわこ成蹊スポーツ大学が設置されたところでございます。

また、その後、金光学園から大学設置に当たり、本市に問い合わせがありました。学園では、学生確保等から考えまして、大阪から通学、東西 1 時間範囲として検討されました。その結果も、野洲市が選考されず、兵庫県の赤穂市に決定され、今の関西福祉大学となっているところであります。

また、国際市町村アカデミーについても、本市で設立する構想を耳にしたときもありましたが、結果は、現在の唐崎に存在しているところであります。

以上の過去の経緯を検証しますと、やはり相手側にいかなる条件を提示して、要望していくかということと考えます。具体的には、用地提供等と思います。希望が丘文化公園は県有地であることから用地の提供はお願いすることとなりますが、本市で何ができるのか、例えば、寮の用地提供も 1 つですが、お考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたが、現段階では、市として大学や高校等を誘致する政策判断をしておりませんので、受け入れメニューを示す戦略等が整ってございません。今後またいろいろ検討していきたいなとは思いますが、現在のところはお答えできるようなメニューはございませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） やっぱ、誘致合戦となると思います。東京オリンピックが誘致、日本が受けたのも、やはりそういう要望合戦があって、まずプレゼンテーションをいかにするかということだと思います。現状の野洲市におけるよさをアピール、後世にとってこういう部分が非常にいいんだということをアピールできるようにしていただきたいと思っております。

また、県では企画調整課ですけども、野洲市においては今後、組織的にはどこで組み込まれようとしておられるのか、伺いますとともに、先ほど回答いただきました協議会での様々な検討を十分にこの部分は煮詰めていただきたいと思います。組織についてお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野洲・湖南・竜王総合調整協議会の事務を所管するのは政策調整部でございますので、所管は企画調整課が窓口となるということでございます。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） それでは、企画調整課にまず期待をいたしたいと思います。

今や、世界では地球環境問題、いわゆる温暖化や脱炭素社会への研究を進めなければならない時世でございます。その上では、若い頭脳の発想や研究にも大変必要なことと思います。粘り強い要望活動をお願いいたしますとともに、本年4月に入りますと、希望が丘文化公園、開園50周年です、この来月になりますと。そのようなこういう節目の年にぜひ誘致要望として、希望が丘文化公園と野洲市との関わりを検証していただいて、今後のまちづくりに生かしていただきたいという要望を申し上げまして、質問は終わります。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第6号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

本日は、大きく2つお願いいたします。

1つ目です。民間活力を活用した幼児保育に向けて、待機児童対策及び保育の行財政改革について伺います。

先日、2月16日の全員協議会において、令和3年度保育園等に関する入園状況が報告されました。その中で特に気になる待機児童数が62人、去年は52名でしたので、10人増えたことになります。分析しますと、その全てが保育区分3号認定、満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする子どもが該当しています。その原因に関して、市は数年来、同じ答弁をしていまして、園舎はあるけれども、保育士が不足しているから、もちろん対策として、保育士確保に向けて、三方よし人材バンク等で努力していただいていることは認めています。しかし、このままというわけにはいきません。それは働きたい、働かなくてはならないママたちのご家族の悲痛な声が届き、それを放置していると、野洲市は子育て環境が悪い、だから野洲市には住み続けられないと、ますます人口減少に拍車をかけることになると思います。

そこで、まず待機児童について、以下いくつか、現在の分析、具体的な対策を健康福祉部政策監に伺います。

1つ目です。改めて、待機児童数62人、その原因である保育士不足について、あと何人の保育士さんが確保できれば解消するのか、具体的に伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） では、北村議員の民間活力を活用した幼児保育に向けての質問の１点目でございます。

待機児童を解消するのには、あと何人の保育士が確保できれば解消するのかということにお答えさせていただきます。

園児の年齢ごとに保育士の配置基準というのは決まっております、その基準を単純に換算いたしますと、６２人の国基準の待機児童を解消するためには２３人の保育士が必要でございます。また、全体で１１０人の待機児童がございますけれども、１１０人の待機児童を解消するためには３３人の保育士が必要でございます。ただし、希望園が兄弟の同時入所希望や駅前の保育園に集中しているなど、希望園とのマッチングや偏りがあることから、この人数を単純に当てはめるイコール全ての解消とはなかなかいかないというのが現状でございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） ２３人ということなんですけれども、その２３という数字の計算式なんですけれども、公立、私立、例えばどういうところからこの２３という数字が出るのか、簡単でいいので、教えていただけますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の計算式でございますが、先ほど私が申し上げました年齢ごとに基準があるということを申し上げました。例えば、例でございますけど、ゼロ歳児に５人の待機児童があった場合、ゼロ歳児につきましては保育士１人に対して３人の子どもさんを見られるということです。５人ですので、これを上回るためには２人の保育士、いわゆる６人分を賄うことによって、５人の待機児童が解消できる。しかしながら、その５人の保育士さんを基本８時間勤務でございますので、保育園は１１時間ですので、その時間数で１．４倍を掛けさせていただくことによって、ゼロ歳児の待機児童の確保は決まる。１、２、３、４、５ということで、年齢ごとに応じた待機児童の数と配置基準で割り戻して、それをクリアできる人数を総数として２３人という計算になります。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） それは全て公立で賄った場合という捉え方でよかったですでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問につきましては、市内保育園は、民間、それから公立、全て１０園ございます。その全てで賄うということなので、公立、私立という区分ではございません。全体としての計算でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） それでは、今、市内に現在、保育士さんと呼ばれる、お世話になっている方は何名おられるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 質問では市内ということでございますが、私がちょっと数字として把握しておりますのは、所管しています公立の保育士につきましては、保育所、こども園、幼稚園全てになりますけれども、正規職員は１０８名でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） 去年より待機児童が１０名増えたということは、保育士さんの去年より減ったということになるのでしょうか。離職率が高いということなのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 具体的な数字をもって今の問いにはちょっとお答えできないんですが、単純に保育士確保云々というのは、先ほど一番最初の答弁で言いましたように、いわゆるマッチングですね。一緒に兄弟で入りたいとかという、そういうことがございますので、単純に保育士の増減に応じて待機児童は増えるというよりも、どちらかといいますと、保育園に入りたいニーズのほうが、昨年よりは多くなっているというように解釈しております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） １つ確認なんですけれども、先ほど答弁いただきました保育区分はほとんどが３号認定になると思うんですけれども、地域は限定されているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君）　ただいまのご質問でございますが、地域の特定制としては、基本的には限定という考え方ではなく、大きい見方をしますと、入園の際に3つの園を希望いただきます。その3つの希望が、どちらかといいますと、駅前周辺の園に集中しているという傾向につきましては、把握のほうをしております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君）　北村議員。

○16番（北村五十鈴君）　2番へ行きます。

では、保育士さんがなかなか確保できない理由を伺いたいと思います。分析、検証しておられると思いますが、実態を伺います。

○議長（東郷克己君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君）　ただいまのご質問でございますが、保育士が確保できない理由についてでございます。

理由といたしましては、待遇面に関しての問題が多いと思っております。具体的には、給料が低い、あるいは業務量を多い、就業時間が合わない、あるいは人間関係、それと小さな子どもさんの命を預かるという責任の重さなどでございます。

一方、これらの改善策といたしましては、国では平成25年から保育士等の処遇改善加算ということで、お給料が上がる換算をかけております。とともに、市のほうでは、休息の代替え、それから事務代替えということで、保育士さんのほうが事務を取られる、あるいは休憩をしっかり取っていただくがためのそのための保育の加配、プラスですね。そういうものを配置しまして、保育士の負担を軽減する改善を行ってきました。

しかし、先ほど申し上げましたようないくつかの要素から、待遇面が悪いとか、あるいはしんどい仕事というイメージがついているのもあると思います。そういうようなことから、保育士確保が困難な状態が続いていると、そのように思っております。

あともう一つは、滋賀県の県全体の保育士の有効求人倍率は全国でかなり上位、5位以内に常に入っておるんですが、そういうことからしますと、近隣市町で保育人材を確保しようと競合しておるという状況がございまして、そういう意味からも、こういう保育士確保が困難な状況が続いていると、そのように認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君）　北村議員。

○16番（北村五十鈴君）　今説明していただきましたように、これまでよく言われてき

ました理由として、子どもを預かるという重度の責任感の中、保護者との関係の両立や残業も多い、休暇も取りづらい、しかも賃金は労働に見合っていない、かなり苛酷な労働条件からであると私も認識してきました。そこで、今回質問に当たって、現場の先生方、委嘱された方に時間をかけて聞き取りをさせていただきました。すると、その一番理由は、以外にも賃金等の条件ではなく、不安でした。何が不安なのか、それは実際には子どもに張りついている時間が多くて、休憩や昼食時間も取れない中、特にこども園で保育を担当している方は、悩みや相談が誰にもできず、保育の孤独と他の先生とのコミュニケーションもない中、研修会に出る時間もなく、スキルは上がらず、特に若い先生は不安に潰されてしまうという声が切実でした。労働環境を整えないままに、その準備が十分できないのに、野洲市は認定こども園を増やしました。若い保育士さんをどんどん採用して、私たち保育士の心の不安を置き去りにしていると厳しいお声もいただきました。ベテランの先生や園長先生もそんな不安に寄り添いたいけれども、全然時間がない、それが現実で、だから保育士をしているやりがいも楽しさも生まれず、本当なら子どもたちとの楽しい保育がだんだんつらくなるとお聞きしました。このような声は担当課には届いていますでしょうか。お聞きいたします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の現場の声ということでご紹介いただいたことにつきましては、先ほど私答弁の中で、いわゆる事務代替えとか、あるいは休息代替えのその部分に関する代替えの保育士の配置ということを申し上げました。それは北村議員おっしゃったように、そういう声が現場から出てきて、お昼を食べたいんだけど、その時間はなかなか取れないとか、いろんな手帳を、親御さんとのやり取りの手帳の記述自体の時間が取れない等と、現場の声がございましたので、そういうような意味からも、このような形の手だてのほうをしております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この問題になっている認定こども園なんですけれども、1つの建物に厚生労働省、文部科学省、内閣府が入っているようなもので、保育と教育、この2つの施設の特徴を併せ持った新しい形の施設であると思います。様々な家庭の子どもが通います。だから、利用する側はメリットも多いと思うのですけれども、働いている側はこの何ともややこしい仕組みが保育士の労働環境に影響が出ているとお聞きしましたが、

見解を聞けたら、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今のご質問、労働側のことなんですが、その労働側イコール職員でありますので、職員のほうからいろんな要望とか提案等、そういうものは担当課のほうに数字で、先ほど申し上げましたような改善ができるものについては改善している状況でございます。

ただ、今、議員おっしゃいましたこども園化することによって、負荷が大きくなっているようなお話だったと認識しておるんですが、保育園のずっとその辺についてはフルでずっと保育されてございますね。それと、こども園の利点といたしまして、保護者の方の勤務時間等が短くなることによって、保育園に該当しない場合、別々の施設だと全く別の施設に替わる、あるいはやめるというようなことが生じるわけなんです。こども園では保育園から幼稚園の建物の中のただの事務上の形で移るような状況で、園のクラス運営については従前どおりということで、子どもさん、あるいは親御さん、保護者にとってもメリットもあると、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） もちろん、おっしゃっていただいているように、利用する側のメリットは本当に素晴らしいと思いますし、私はあえて保育士さん側からの思いとしてお聞きしておりますので、そこのところはご理解いただきたいと思うんですけれども、例えば幼稚園でしたら、園児が帰ってから、いろんなことができると思います。保育園なら、今までは昼寝の時間2時間にいろんなことができた。でも、こども園の場合はランダムな時間帯の送り迎えがあったりとか、本当に保育士さんにとってはすごくややこしいというのが、私がお聞きして、私も理解していなかった。本当に申し訳ないと思うんですけれども、そういう声が本当に多かったです。

こういう部分、今、実際働いていただいている保育士さんの改善要望はもちろん市には伝わっていると思いますし、こども課に関して、このクレームとか文句だけでなく、本当に私のほうにもこども課によくしていただいているという声もいっぱいいただいています。その中で、あえて申し訳ないですけれども、保育士さんはそんな思いで働いていってくださる方が多くいる。嫌とかではなくて、本当にこれがややこしいなというところが実態だと思いますので、この部分を改善していかないと、なかなか保育士の確保は難しいと私は

感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 働く側、先ほどの続きの質問だと認識しております。こども園につきましては、幼稚園部につきましては2時降園、その後、次の4時、それから延長ということで、7時までということで、確かに何パターンかのそういうことがございます。ただ単独幼稚園でございまして、2時降園の後、いわゆる預かり保育をいたしておりますので、夕方まで幼稚園でおられる子どもさん、2時で降園の子どもさん、2パターンというような形もございます。

そこで、分かりにくいということなのですが、実際保育をしているそのクラスから一部分が先に帰られる、次が第2弾、第3弾、最終につきましては、いわゆる保護者の方のお迎えの時間に応じてランダムというか、ばらばら。よりばらばらになるんですけれども、その分に対して、今おっしゃったように、私のほうにはこども課を通じて、その勤務体系、子どもさんのいるその状況に応じていろんな負荷がかかっているというところまでは聞き及んではおりませんが、今の答えでございます。

以上、答弁とします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 3番へ行きます。

待機児童対策として、今までおっしゃっていただいていた保育士確保以外の課題解決、またテーブルに何か提案は出ているのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 3点目の待機児童対策としての保育士確保以外の対策ということでございますが、駅前周辺の園に入所の希望が集中、多いことから、そして待機児童が3号、議員おっしゃるように、3歳未満児が集中しているということから、3号認定を対象とする民間主導の小規模保育事業の参入を促して、駅前周辺で新たに施設を整備することにより、待機児童の解消を図ることを検討してまいりたいと考えております。

また、提案につきましては、いくつかの民間業者でございますけれども、小規模保育事業への問い合わせ、カウンターで1回問い合わせ、こういうことをという提案があって、その後、2度、3度という協議ではなく、野洲でそういうことがしたいんですという問い合わせにつきましては、数件ございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 新しい方向性、本当にうれしく思うんですけども、コストの面からの提案になると思うんですけども、何人かが寄って、話し合っていたんですけども、本当にコストの面からの提案ですが、保育経費にかかる市の費用分というものがあると思うんです。一般的に比較しますと、やはりゼロ歳児のほうが高くついております。経費がかかっておりますから、例えばですけども、ゼロ歳児1人50万、1歳児40万、2歳児30万。3歳児20万、4歳、5歳児だと10万だとすると、3号認定の児童を家庭保育してくださる保護者には児童の年代に応じて補助金を出し、また両親の代わりに代理保育をしてくださる祖父母等にも家庭保育補助を出し、待機児童解消策の1つにならないか、考えてみました。もちろん、詳細や課題はいっぱいあると思いますけれども、市のコスト面だけをいえば、家庭保育に力を入れておられる市町もありましたので、この考え方に関して、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今、再質でおっしゃいました、いわゆる家庭内保育の保護者に対する給付金ということでしょうかね。全国の中でいくつかのされているところはあるようには聞き及んでおります。家庭保育のその部分につきまして、ベビーシッターさんとか、そういうような形で人をお願いされている分については、今の無償化、3歳以上については対象にはなりません。あるいは、税の非課税の世帯については対象になる部分もございますが、今の場合は一律にというお考えであると思います、給付についてですね、家で見ています方については。その給付については、どちらかといいますと、施設の整備をし、保育士確保しながら、皆さんと一緒のような形での保育での対応という方法を考えておりますので、家庭内保育をされている保護者への給付金については考えておりません。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次に、かつて保育所では、一定の保育サービスを提供すれば足りていた認識がありますが、保育需要が多様化し、延長保育、休日保育、一時保育等の特別保育といった多様なプログラムが求められています。そこで、これらの変化に伴い、時代とともに変わりつつある保育のニーズについて伺います。

ニーズの4番です。ニーズの変化に対する認識、その具体的な内容を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、４点目のニーズの変化に対する認識ということでございますけれども、議員ご指摘のように、子育て環境の変化から保育ニーズのほうも当然、多様化していると認識のほうはしております。

本市では、延長保育事業として、市内の公立、私立全園で１１時間を超える保育を行っております。休日保育と２４時間保育につきましては、民間園１園が実施している状況でございます。また、病児保育の事業につきましては、民間、小児科医の協力により事業１か所、実施しておるところでございます。

あと、保育園等におきまして、体調不良児対応型の事業ということで、保育園で体調が急に悪くなったお子さんを緊急的な対応を図るための事業として、看護師を配置するようなことも市内の公立５園で実施のほうをしております。

さらに一時預かり、いわゆる緊急預かりの事業といたしましては、保育所では民間の３園、あるいは加えて、幼稚園８か所についても、一時緊急的な預かりについて実施するという事になっております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） 今のニーズのことなんですけれども、変化しているのは保護者の生活とか時代背景が大きいと思いますけれども、変わることが子どもたちにとっていいことばかりではないとも思いますし、保育の大事な部分は残してあげたい。特にこの３歳までの環境は将来にも大きく影響すると私は思うんですけれども、この保育のニーズの変化に対して、見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 保育のニーズの変化ということでございますが、それは大きく、やっぱり保護者の生活環境、特に就労の関係が多いと思います。政府のほうでは、現在６０％程度と言われているものが８０％の就業率を目指すという、そのところから保育の受け皿の計算もされているということでございますので、そういう意味からしますと、保護者の就労が保育のいろんな環境に大きく影響を与えている。ただ単純に昼間だけではなく、先ほど言いましたような２４時間保育とか休日保育等、そういうような分にもニーズの多様化が出ていると、そのように意識しております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、5番です。

現状の本市の体制で、保護者のどんな要望に、またどんな分野に答えられていないと思うか、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、5番目の現状の本市の体制における保護者の要望に応じられていない部分についてでございます。

そもそも今日やり取りをさせてもらっている中の一番、1丁目1番地、いわゆる待機児童が野洲のほうは解消できておりません。これは何ととっても、一番の課題であるというように認識しておりますし、保護者のほうも入れない方がそれだけおられるということで、一番認識が高いというふうに思っております。

また、一時的に、家庭において保育が困難となるケース、保護者の都合もありますし、病気もございますし、あるいは育児疲れ等の心理的な要因で保育ができない等々のケースもございます。そういうようなケースの一時預かり、緊急的な預かり、これに対応するのは、先ほど私は答弁で何園ありますとか言っておったんですが、このように待機児童が発生するような状況で保育園の満杯状態、変な施設になっております。

一時預かり、緊急預かりをする保育園、きたの保育園なんですが、その園自体も緊急預かりではなく、いわゆる恒常預かりのような形で、待機児童がそちらのほうに押しをかけているような形の状況でございます。この分については、国のほうが全国の待機児童状況を見ながら、一時預かりを恒常預かり的なことに使うの、やむなしというように通知を出しておりますので、それに倣って、現在運用をしておるんですが、そういうことからしますと、突発的な、子どもさんを預かってほしい、おじいちゃん、おばあちゃん、親戚等もおられない、いろんなその状況の中の保護者の方が一時的に預かってほしいというその部分に対応できていない部分があるかと、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今おっしゃっていただいたとおり、本来の一時預かりを利用したいなと思っている方、今は本当に厳しいみたいですので、その根本的な解決は、そのとおり待機児童の解消が、そこにも余裕につながらないというところにあると思いますので、やはり待機児童解消というところが大きな問題だと私も思っております。

反対にこの6番なんですけれども、ニーズに限って言えば、本市の特色は何か、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 6番目の質問でございますが、ニーズに限って、野洲市の特色ということですので、いい意味での特色ということでお答えのほうをさせていただきます。

様々な支援が必要な園児に対しまして、いわゆる加配保育士を配置し、適正な保育に努めた。これは保育園を卒業されて、小、中に行っても、そちらのほうでも同等の対応を野洲市のほうとしてはしております。

また、各園に、先ほど言いました看護師を配置し、突発的な体調不良時の初期対応のほうを行う幼児保育事業の体調不良児対応型の事業のほうを行っております。

加えて、これも先ほどちょっと触れたんですけども、5年前のアンケートでリクエストが高かったのが「野洲市は子育てしやすいと思わない」回答のうち、「体調の悪い子を預けられない。預ける施設がない」という項目が高かったんですが、これが25年の調査では35.4%ございましたけれども、30年度の調査ではそれが8%に下がっておった。この部分につきましては、先ほどご紹介しました病児保育、小児科医のご協力で現在運営しているその部分が効果として上がって、そんな数字になっておるものと考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） では、待機児童対策、保育サービスの拡充を図っていく必要がある一方で、厳しい財政状況の下、公立保育施設等において、限られた財源の中で効率的、効果的な運営も求められていると思います。

そこで、今後も3号認定保育需要の増加が見込まれると思いますけれども、財源を有効に活用していくためには、いろんな形の民営化を進めることも1つの選択肢だと考えます。

そこで、保育民営化では先進地である湖南省子ども政策課に教えを請うてみました。丁寧な対応をしていただいて、感謝しております。湖南省では平成19年より問題提起がされ、平成21年には民営化委員会が立ち上がり、以後、長い時間をかけて、令和2年4月スタートされました。湖南省の場合、4中学校区ごとに公立園を1つずつ残し、ほかは全て民営化されました。そうすることで、去年54名だった待機児童が今年は1名、すばらしい改善であると思います。それに待機児童解消にとどまらず、行財政改革まで踏み込ん

でおられます。

本市の場合、これまで、あくまで保育はなるべく直営という方向性でした。しかし、私は以前から民間でできることは民間に委ねてはどうかと何度も進言してきました。ただ、当初に比べ、そう言い切る根拠が議員年数とともに変わってきたのも事実です。どちらかというと、この言葉は民間が行政より優れていると受け取られがちですが、そうではなくて、その逆はないということ、すなわち行政にしかできないことがたくさんあり、職員の働き方改革のためにも大切であると思えるようになりました。どちらかといえば、民間との共存は役割分担であると考えています。だからといって、保育の民営化にはもちろんメリット、デメリットもあり、一番は児童福祉の理念を踏まえ、子どもたちへの影響に十分配慮することだと思いますが、その点でも湖南市は長い議論の末、私の知らなかった公私連携型による民営化を基本とされています。

本市にとっての議論はこれからだと思いますが、方向性を議論する中で、湖南市から頂いた資料の中から、行財政につながる貴重な資料を一部ここで紹介したいと思います。(湖南市より提供された資料を表示)

この表は民営化した6園の市の財源充当額をこれまでどおり公立で運営した場合、民営化した場合の費用を比較、算出したものになります。公立の場合でしたら、約3億8,000万円。民間でしたら、1億8,000万円で、年間約2億円の財源充当削減につながっています。

続きまして、こちらは児童1人当たりの年間費用を公立、私立で比較した表になります。児童1人当たりの年間費用の総額は私立150万、公立95万となるんですけども、市の負担額は私立より公立のほうが20万高くついています。ということは、お金はかけているんですけども、かかっていない公立のほうが費用が高くついているという数字が顕著に出ていると思います。どちらもこうして具体的な数字が分かっただけでも、今後の貴重な検討材料になると思います。

最後に、以上の観点からなんですけれども、待機児童解消、もちろん働いていただいている今の保育士さんの思い、考えを十分聞いていただいて、保育のニーズの展開、行財政改革、そのどれにも検討価値のある保育の民営化について、民間活力を生かしたまちづくりを公約にしておられる栢木市長に提案したいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 保育園の民営化についての見解についてのご質問にお答えいたします。

公立園には行政機関としての特性と専門性があり、例えば保育の基準となるサービス水準を示す役割、関係行政機関や児童福祉施設及び地域との連携強化による地域ネットワーク機能、育児不安や虐待防止の対応、緊急時の対応など、行政として担っていくべき役割がございます。一方、民間園には柔軟性や即応性の対応が図れるなどのメリットがあると認識しております。

本市では、待機児童対策は喫緊の課題であると考えており、民間主導の小規模保育事業や認可保育所の誘致なども検討し、施設を増やすことで待機児童の解消を図っていきたいと考えております。

なお、既存の公立園については、先ほど申し上げましたとおり、公立園の必要な役割があり、財源だけではない議論も必要であり、様々な意見を聞きながら慎重に検討すべきと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 本当に今頑張っている保育士さん、いっぱいいっぱいみたいですし、私も気づいていなくて申し訳ないと思っているんですけども、どうかまた率直に声を聞いていただけますように、守っていただけますようによろしくお願いいたします。

次に、2つ目に行きます。

中主小学校整備事業の疑問と期待について伺います。

慣例ルールの改善及び専門職の組織編成について伺います。

中主小学校旧館校舎は昭和32年開校いたしました。築60年以上が経過しています。その後、平成29年、誰もが新築、建て替えを予測していた中、耐力度調査が実施されました。耐力度調査は耐震診断ではなく、安全な建物であるかを調査するというよりも、国の補助金を使えるか使えないかを判断する基準を図るものであり、私は当時随分異論を唱え、抵抗いたしました。保護者も、私たちも、子どもたちも、さらびんの学校を要求していたわけではありません。安全な教育施設を望んでいただけて、特に経年劣化によるコンクリートの不具合は懸念材料でした。でも、市の答弁は大丈夫、何度聞いても大丈夫。子どもたち、保護者、地元は、その市の言葉を、教育委員会を信じるしかなかったのです。

そして、大規模改修として工事は着工。しかし、工事が始まると、すぐに５５か所というコンクリートの不具合が見つかり、工事は止まったのです。結局、大丈夫ではなかった。そして、振出しに戻り、大規模改修は結局、新築、建て替えとなりました。結果、子どもたちに不安と不便、工事変更による有効でない税金約７，２００万円が使われました。

そして、今度は増築等に関する工事請負契約の変更議案が議会に提出されました。時は令和２年１２月１６日、定例会、最終日。委員会付託にもならない最終日です。

報告内容は、主に工事を着工したら、埋設物が見つかり、撤去した。すると、地盤が軟弱なことも発覚、地盤改良工事を行った。そんな追加工事を含む費用約２，９００万円。その妥当性をめぐり、採決する議案でした。疑問が湧きます。埋設物が見つかったのは令和元年８月、１年半近く前の、それも当該工事は既に終わっています。そんな案件を議会にかけても意味があるのか。ただの報告事項であると思います。

教育委員会に聞くと、そんなルールだから、教育委員会だけが適用しているのではない。それが問題なら、野洲市全体の改正が必要と言われました。きっと法的には何の問題もないと思います。しかし、民間や市民感覚からすれば、到底理解できるものではありません。慣例だからと言われても、疑問が残りました。

そこで今回、改めて、その経緯と現場での対応、施工業者との関係、法的な根拠を伺いたいと思います。あくまでも、何が正しかったのか、間違っていたのかを聞きたいわけはありません。真実が知りたいのです。それに、私は教育委員会という組織に対して信頼しておりますし、日頃から現場の教育従事者の皆様には心から感謝しています。しかし、信頼関係がないと、仕事はできていい仕事はできません。だからこそ、今後のために疑問をこのままにせず、期待に変えるため、質問したいと思います。

１、令和２年１２月１６日という定例会最終日でないと議案提出ができなかった理由をお聞きします。併せて、委員会で十分議論できる当初議案に提出できなかった理由も伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 北村五十鈴議員の２番目の中主小学校整備事業に関わるご質問のうち、１点目の変更契約に係る議案提出についてお答えをいたします。

工事の変更契約に係る議案に関しましては、１１月議会の議案等提出日程は総務課より示されておりました。しかし、これまでの工事内容の変更がたくさんあったことと最終の令和３年３月までの工事変更が生じないかどうかを、使用される学校側の関係者を交え、

工事監理者、工事請負業者とともに内容を精査するのに時間がかかったため、当初の期日に提出できなかったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ちなみに、この変更議案は建築工事が主体の工事になっております。この5日後、21日に機械設備工事として約700万円の、今度は追加工事費が市長専決されています。その報告が1か月後、令和3年1月22日の全協でされました。丁寧に、いえ、普通に考えれば、先の建築主体工事とともに、定例会に併せて提出すれば、専決しなくてもよかったと思うのですが、それにこの追加工事の内容も聞くと、給排水の配管が図面と位置が違い、新たに配管し直したとか、これまた不思議で、そんなことが全て市に責任があり、追加費用を全て払うのか、重ねて疑問が湧きました。そのことも含めて、今回の追加工事費2,900万の内訳を伺いました。

埋設物撤去費、それに伴い、地盤改良費が1,900万であるとお聞きしました。では、その問題の埋設物撤去にはいくらかかったのかとお聞きしますと、91万円という資料を頂きました。その後、ではその1,900万の内訳を頂いたのですけれども、先ほどの91万円の記載はなく、何とも不思議な積算内容で、いまだに疑問が膨らんでいきます。そこで遡って、2番目になるんですけれども、この問題の地中埋設物が発見されたのは準備工事中の令和元年8月であり、工事施工業者のヤマタケ創建さんが見つけたものではなく、さわやかクリーンさんという設置業者だと聞きましたが、その経緯を伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の地中埋設物発見の経緯についてお答えをいたします。

校舎増築区域は、埋蔵文化財調査の対象地域であることから、発掘調査ができるように増築の準備工事として令和元年5月に入札を行いました。そして、その結果、株式会社さわやかクリーンが落札をされています。

準備工事の工程は、まずは工事区域の仮囲いを設置、その後、7月に新館校舎前の花壇やコンクリート構造物の撤去などを行い、スクールバスが回転できる駐車場の整備を行いました。

8月からは旧館棟横のみどりの広場というところがあるんですが、そこの前の樹木や構造物の撤去にかかっています。そして、そこを現駐車場の高さまで切り下げる工事を行ったところ、その一角に地中埋設物を発見しました。この埋設物は、その後続く、増築校

舎建設工事に併せて撤去処分したほうが掘削する手間や工事の無駄が少なく、効率的であると判断して、この準備工事では対象外としております。

その後、令和元年１１月議会での契約議決を経て、メインであります校舎増築工事にかかりました。

そして、その工事の中で、令和２年２月にこれを撤去処分しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） では、３番です。

この問題の埋設物なんですけれども、一体何だったのか。当初、担当課からは、この埋設物は旧館の浄化槽だと思っていると説明があってから、戦時中の貯水槽だとかビオトープではないかとか、でも図面も資料も残されていないので分からないという答弁が繰り返され、二転三転しましたが、結局、何だったのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ３点目の地中埋設物の用途についてお答えをいたします。

いろいろ調べたんですが、資料が全然残っておりません。合併前に中主町時代において資料を処分されたものというふうに感じておりますので、地元の人たちに聞きまして、確認をしましたところ、旧館棟の浄化槽であるとのことでした。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） 今の結果をいただくまでに、私は結構何度も担当課に調べてほしいというお願いをしました。でも、答えは、「当時の記憶はない。中主町役場ＯＢに聞いても分からない」と言いまして、それでも何か出てきたよで終わらせるのは納得がいかないとお願ひして、今回最終的にいただいた答えが浄化槽でした。

そこで、４番なんですけれども、報告どおり、この埋設物が旧館棟の浄化槽だったとして、浄化槽はいつまで使われていたのか、下水管に移管したのはいつだったのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 下水道への接続時期についてお答えをいたします。

下水道の開栓日を調べました結果、昭和５７年９月１４日からこの下水道開始というふうになっておりますので、それまで浄化槽を使用していたというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ここまで大分時間がかかったんですけども、この建物は昭和30年に建っています。私が生まれた時代と変わりませんので、図面は残っていません、水洗だったのか、くみ取りだったのかは分かりますし、教育長も通われていたと思います。中主では西河原が下水工事は早かったのも、今言っていたように、昭和55年には開通していたと思います。

だとしたら、下水は浄化槽の配管を本管につなぐ施工になっているので、それはそれでまた40年前の施設台帳もなく、記憶も記録もないのも不思議で、プロの設備屋さんに確かめていただいたら、浄化槽の残骸であるのか、そんなに難しい作業ではなかったと私は思いました。

ただ、5番なんですけど、今となっては、もう事実が最優先されていますので、今回のように、契約にない追加工事が発覚した場合ですが、これまで教育委員会は業者との対応、進め方についてのマニュアルをお持ちだったのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 契約にない追加工事の対応マニュアルについてお答えをしたいと思います。

工事の変更対応につきましては、野洲市建設工事設計変更等事務取扱要領というのがございまして、それにのっとり、その事務を執行しております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） そういうルールがあるということは何回も聞いているんですけども、なるべく、どんな工事でも追加費用が出ないように、当初見積り、積算をしつかりする経験値が要すると思うんですけども、今回のように追加工事自体は認めたとしても、その説明責任はどうなっているのか。例えば、これは民間ですけども、民間なら、追加が出たときには、まず発注者、施主に報告します。でないと、追加工事費を請求しないといけないからで、施主もぎりぎりの融資で建築していたら、予想しなかった追加工事費が払えないです。払ってもらえないと、会社に損失が発生します。だから、まずはなるべく早く施主に説明し、追加工事費の了解を得た上で工事に入ります。

では、今回なら、野洲市が発注者、誰に報告するのか、議会了解の後、税金が使える。

しかし、今回のように、内部協議だけで工事が進み、終わってから議会に報告、それが慣例、その慣例の内容は後ほど聞きたいと思いますが、何と分かりにくいルールになっているんだなと私は感じました。それで、ここまで担当課の方に本当に丁寧に接していただいて、いろんな説明を受けたんですけれども、私はどうも納得いかず、現場の状況や野洲市の建築工事の進め方を関係するいろんな施工業者さんに直接伺ってみました。どの業者さんも丁寧に詳細に説明していただきまして、企業意識も高く、率直なご意見もいただきました。

個別内容は控えますが、全体的に、やはり野洲市さんは担当課に建築専門の職員が最近おられないので、現場管理は難しいのではないか、やはり施工監理や積算の専門職を置かれたほうがいいのではないかというアドバイスもいただきました。

それでは、その問題のルールなんですけれども、6番になります。先ほどの疑問、定例会最終日の提出でも問題ないという野洲市のルールとはどんなルールなのか、総務部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 北村議員の6点目の契約変更に係りますルールについてお答えいたします。

市のルールといたしましては、議会で定めていただいております「市長の専決処分事項の指定について」で規定しておりますとおり、議決を経た契約の変更に関しては、当該契約金額の100分の20、またはその金額が1,000万円を超える金額の変更は議決を経て契約することとなっております。

なお、変更の時期に関する規定はございません。今回のケースは先の教育長が答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 7番です。今説明いただきました内容なんですけれども、おっしゃっていただいたとおりに教育委員会が進めたことに何ら問題のないルールになっていると思います。でも、金額はもともと規定しているんですけれども、時期は定めておりません。ですので、このよく似た案件をネットで調べると、追加工事が発生してから、時期も追記している自治体もあり、私も何年後でも金額だけが滞っていなかったら、それでいいのかというのも、今回、すごく不思議だなと思いました。その時期に関して、野洲市

の考え方を伺います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、7番目の時期のお尋ねについてお答えいたします。

一般論的に、変更の必要が生じた場合には、直ちに仮契約を締結し、速やかに議案を提案すべきとは考えておりますが、変更設計内容の精査やそれに付随する事務作業に時間を要するなど、案件ごとの状況も勘案すべきであると考えておりますことから、現時点で画一的に具体的な時期を規定することは難しいのではないかと判断しておる状況でございます。

ただ、議員ご提案というか、お話いただいておりますこともございますので、他の自治体での事例もあるよということもございますので、この辺りを参考にしながら、今後検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

8番へ行きます。

今回のように追加工事費が教育委員会だけではなく、今までいろんな課から何度も専決や議題として議会に報告がありました。総合的に振り返ると、私は何度も予測する判断力を、想定外を想像する想像力をお願いして求めてきました。しかし、それは先ほどの業者さんの声も付加してみると、職員に対して過大な要求ではないのかと思えるようになりました。野洲市は、全ての課の建築物工事、解体工事を事業を所管する担当課が担っています。もっと言えば、建築という専門分野まで一般職員の仕事の範囲としています。しかし、ここ何年も見ていると、異動が度々常態化している中で、昨日まで税にいた職員が、昨日まで福祉に職員が異動を受けた課で建築に関する案件が出てくれば、担当職員として業者と向き合い、見積りを精査して、現場では図面の確認をして、それ以上にトラブルまで予測するのは無理ではないかと思えます。だから、管理を委託していると言われますが、その管理会社との専門的な打ち合わせも難しいと考えます。だから、建築は、やはり市役所の一般職員が担当するには無理があり、専門の知識がないとかわいそうではないかと思えるようになりました。

この観点からも、事業の理念や基準、ルール、計画等は担当課が関わっても、建築本体

工事や解体工事は建築指導課を新たに設置して、経験豊かな専門の技術者や現場監督、施工監理者を職員として採用、行政、どの課の担当物件でも建築指導課が担当して、事業所管課の担当職員の負担を減らすことが必要ではないかと思いました。それがひいては有効な税金の使い方、行財政改革にもつながるのではないのでしょうか。職員の負担を減らす意味でも、組織編成を含めて、今後考えるべきであると思いますが、最後に市長の見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 建築指導課など、組織編成についてのご質問にお答えをいたします。

市における建設工事等の業務量は一定量で継続的なものでないため、議員ご提案のような組織を設けることは人員確保の面から難しいと考えています。これまで市の施設の建設においては、限りある人材の中で効果的に事業進捗を行うことが求められることから、建築職としての知識や経験を他の職員が学ぶＯＪＴを通じて職員の専門性の向上に取り組んできたところでございます。

ただ、工事内容等から建築はより高い専門知識が必要な分野であると考えます。このため近年、職員採用において建築職の確保に努めているところでございますが、応募が少なく、必要な人員の採用に至っていない状況でございます。

今後も必要な人員が確保できるよう年齢や実務経験を考慮した職員募集をするなど、工夫をして、人材確保に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○１６番（北村五十鈴君） 終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開は午後２時３５分といたします。

（午後２時２１分 休憩）

（午後２時３５分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第７号、第１５番、東郷正明議員。

○１５番（東郷正明君） 第１５番、東郷正明です。

今日は２項目について、質問させていただきます。

まず１つ目、さざなみホールとふれあいセンターについて質問いたします。

全国の自治体で公共施設の再編や統廃合の問題が顕在化してきています。公共施設は自

治体と住民との共同資産であり、地域活性化を図るために自治体と住民が公民連携によって、まちづくりを進める必要があります。市におきまして、公共施設等総合管理計画によって、中長期の計画がされています。

さざなみボールやふれあいセンターについて、前市長のときにも質問しましたが、昨年10月の市長選挙におきまして、市長が交代し、栢木市政となりましたので、再度質問をします。

栢木市長は、選挙公約で「笑顔あふれる市政」と題し、旧中主町のさざなみホールやふれあいセンターを利活用すると言われていました。

まず、さざなみホールですが、この建物は建築家、黒川紀章氏による設計で、旧中主町のシンボルと言われていましたが、野洲市となって、駅前の文化ホールと重複し、またホールの入場固定席が495人であることから、イベントなどの開催があまり行われていません。企業のセミナーや研修会などにも使ってもらおうよう働きかけて、活用していくべきではないでしょうか。このままでは宝の持ち腐れになってしまいます。

また、旧中主ふれあいセンターは、以前は社会福祉協議会使用され、お風呂もあり、高齢者の健康増進施設でもありましたが、老朽化等で閉館され、その後、一部を平成30年12月から御上会のデイサービスセンターが、また篠原の仮設運営のために賃貸借され、介護利用、その後、現在は野洲病院訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所として使われています。

昨年11月の中里、兵主学区の自治会長との行政懇談会では、さざなみホールと旧中主ふれあいセンターについては、今後、検証の上、検討するということでした。

先月、2月1日の部長会議では、川口副市長がコメントの中で「財政が厳しい構造上の問題とは、具体的にイメージすると、まず施設が多い。景気がよかった時代に建てられた施設が十分な管理、維持管理ができておらず、大規模な修繕が必要な時期を一斉に迎えているが、財源が不足している状況である。施設もそうだが、人件費も固定費であり、固定経費が財政を圧迫している。特に野洲市はそのウェイトが高い」とコメントされています。

このコメントについて、副市長に尋ねます。発言の意図は統廃合につながるのではないかと、真意を問います。

○議長（東郷克己君） 東郷議員、質問通告は分割になっておりますので、1、2、3、全部。

○15番（東郷正明君） すみません。

①部長会議でのコメントについては副市長、２番目、さざなみホールについては市長、それでふれあいセンターについてはこれも市長に尋ねます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） さざなみホールとふれあいセンターについて、まず２点目のさざなみホールの利活用についてのご質問にお答えいたします。

さざなみホールでは、ホームページや案内チラシ等で施設利用についての情報を提供しており、多くの企業の研修会、ミーティング等でもご利用いただいております。現状、そのほとんどが参加者１００名以内で、多目的ホールで開催されております。今後、開催規模の拡大により、メインホールへの利用につながることを期待しております。また、県内では、近隣市町を含め、２０館以上の類似施設がありますが、その中でもＰＲを強化し、さざなみホールの利用促進に努めてまいります。

なお、現在の市の財政状況及び施設の利用状況、また当該施設が合併により機能が重複する文化施設であることを踏まえ、来年度以降、行財政改革の取り組みの中で利活用の可能性について検討してまいります。

次に、３点目のふれあいセンターの利活用についてのご質問にお答えいたします。

ふれあいセンターについては、電気、給排水、空調等の設備類が老朽化しており、施設を活用するには屋根や外壁も含めた大規模な修繕が必要になるという現状を踏まえると、市が積極的に活用する必要性は低いとの結論に至っております。当施設の活用について市民や事業者の皆様から具体的な提案をお示しいただきましたら、効果的な利活用の可能性について検討していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 初めて答弁させていただきます。よろしくお願いします。

同じ質問の１点目の部長会議でのコメントについてのご質問にお答えをいたします。

新市長就任後、初の新年度予算を編成する中で、市長と同様に、私も改めて野洲市の財政の厳しさを実感しまして、この状況に陥った財政上の問題点についての所感を部長会議において述べたものでございます。

市長も答弁されたとおり、市内には合併によりまして、結果的に機能が重複する公共施設の存在し、しかも景気によかった時代に建てられたものが多く、これらの大規模修繕や維持管理経費等の固定経費が財政を圧迫する結果となっております。いずれにせよ、さら

なる分析が必要ではありますが、私としては、財政の厳しさと今後の新たな行財政改革の必要性、さらにはそのことに対する職員の皆さんの理解を意図して発言したものでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今、市長と副市長に答弁いただきました。さざなみホールについては、企業の研修とかに使われているということでした。積極的に、また企業に使っていただきますよう。

例えば、さざなみホールなんですけども、水漏れとか裏の壁とか、すごくひどくなっていると思うんですけども、あの辺のまた改修とかは、改善とかは考えておられるんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 詳細に触れますので、担当部長より話させます。よろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） さざなみホールの改修計画についてなんですけども、まだ正式な方針が決まっておりませんので、どうするか、利活用をしていくということですが、どのような利活用していくかという方針が決まりませんと、どのように手を加えていくかということはなかなか今のところ、答えるのは難しいであろうと。ただし、議員がおっしゃっていますように、雨漏りの原因であります屋根の修繕については、来年度、ある程度できるのではないかと。取りあえずは、全部の改修ではないんですけど、止める方法でチャレンジをしていくんだと。ただ、あれだけ大きい屋根ですので、絶対止められるかと言われると、ちょっと総合体育館なんかでもなかなか止められなかった例がございますので、チャレンジはしていきたいと思っております。

それと、空調の能力がホールの大きさに比べて非常に低いという状態になっておりますので、前日からエアコンをかけたり、暖房をかけたりしないと、次の日、使えないとかいう状態もございますので、そういうものを含めて、今後の利活用を見ながら修繕計画をしっかり立てていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） さっきの答弁で、今、利活用していきたいと、また修繕も逐次修繕していくということで、それとさっきの答弁で重複しているということで、中里、兵主学区でいえば、例えばさざなみホールでいえば、旧中主町時代に住民と職員が一緒になって建てられたもので、やっぱりこれは大事な、いわゆる市民の税金で使われて建てられた市民の宝と思うんです。これで、今後新たな行政改革の必要性もあるということをおっしゃいましたが、これが、やっぱり行政改革の中でどういうふうにされていくのか。使われ方なんですけども、例えばあの建物をそのまま使うのか、例えばもう使い方をまるっきり方向転換して、違った使い方をして利活用していくという方法もあると思うんです。それはどのような方法を考えておられるのか。

また、建物を市で責任を持って管理していくことが大事だと思うんです。それは、例えば民間に委託して、管理してもらったりすると、やっぱり民間というのは、要は利益を稼ぐところだから、そこはちょっと違うのかなとも思いますし、やっぱり市民の財産をどう活用していくか。これから少子高齢化が進みますし、そういう意味でも公共施設がすごく大事になってくると思います。今後の使い方については、方向性というのはあるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 具体の施設についてのお話かと思います。行財政改革の必要性ということをご認識いただいていると思うんですが、まさに最後におっしゃった少子高齢化の中で、市の行政も取られているわけでございまして、いくつかの議論も既にありましたように、人口が減ります、財源も減ります、そうした中で、どこの自治体でもそうですが、市の行政がどうあるべきかというのを考えていく時期に来ているんだと思います。野洲も、先ほど申しましたように、より以上に、他の自治体以上にといいますか、これだけ財政が厳しい中ですから、いろんな面で見直しをしていかなければなりません。それは施設だけと違いまして、例えば行政そのもののサービスを維持するために歳入を増やす、あるいは歳出を見直す、効率的にする、あるいは、今おっしゃっていますように、施設を見直す、あるいは職員の能力形成をすとか、いろんな面で行財政改革というのは取り組む必要があります。

その中で、施設のことに関してはおっしゃっているんだと思いますが、いずれにしても、来年度といいますか、この4月から新たな組織を設けるというのはもう既に答弁で出ておりますし、人事方針にも書いておりますように、新年度から新たな体制で、新たな行財政

への改革に向けての方針を決めていこうと考えているわけです。ですから、今、この場で新しい方針を、個別の施設についてどうすんねんという話は、今は予断を持って答えることはできませんので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

もう一つ、民間活力の云々という話がございました。民間企業が儲けだからこれは入れるべきではないという、そういう趣旨のご発言だったのかなと思いますが、むしろこの時代は、市長も申されておりますように、民間活力をいかに導入して、公共サービスで維持していくのかという、そういう視点も必要なので、全てが全てそれでいいとは申しませんが、施設によってはいろんな活用の仕方があるのではないかなと。議員もおっしゃっていましたように、市としてやるべきこと、それから民間に任すべきこと、あるいはそうじゃなしに住民の方にお任せしたほうがいい、いろんな方法があると思いますので、それこそ、この4月からそういうことも含めて検討していこうと思っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） ぜひ住民の声をしっかりと聞いて、その方向に進めていただきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

コロナ禍での生活保護運用について質問します。

生活保護は、社会保障制度として国民の権利であります。全国で被保護者は、令和2年4月、概数で約600万人で、被保護世帯数は163万世帯でした。新型コロナウイルス下の長期化に伴う企業の業績悪化で、解雇や雇い止めが増えています。そのしわ寄せが非正規労働者の雇用環境に大きく影響し、総務省統計では非正規労働者は2,109万人おられます。コロナ禍は立場の弱い非正規労働者やフリーランスなどに、より大きな影響を及ぼし、企業補償を受けられず、生活が困窮するなど、所得格差が生活に直結しています。国は生活保護を受けようとする人が申請をためらわないように弾力的な運用をと、全国市町村の担当課に通達を出しています。そのような中で、野洲市において生活保護の申請はどのような状況なのかをお尋ねします。

1つ目は、現在の生活保護を受けておられる人数と世帯数についてお聞きします。

2つ目、平成31年度と令和2年度の生活保護を申請に来られた件数と申請が認められた件数をお伺いします。

3つ目は、日本共産党、小池晃書記局長が今年1月28日の国会質問で「生活保護申請

で親族に問い合わせる扶養照会は義務でない」と田村厚生労働大臣が答弁されていますが、野洲市の生活保護のしおりに保護の決定までに相談、申請、調査、決定と記載されていて、調査の欄には扶養義務者への扶養確認と記載されています。厚生労働大臣が「生活保護申請で扶養照会は扶養義務でない」と答弁されていることから、扶養照会はすべきではなく、生活保護のしおりの見直しと親族への扶養照会はやめるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

4つ目は、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」として、令和2年3月10日、厚生労働省社会・援護局保護地域福祉課事務連絡で、適切な保護の運用に当たっては、面接日の適切な対応（保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎しむべき）とあり、今般、一時的な収入の減少により保護が必要となるものについては、緊急事態措置経過後には収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、下記の点等について留意することと通達文が出されています。

ア、生活保護の保護開始時において就労が途絶えているが、生活保護を受けるという緊急事態措置経過後に収入が増加すると考える場合で、通勤用自動車を保有しているときは、生活保護法による保護の実施要綱の取扱いについて、昭和38年4月1日社保第4号、厚生省社会局長保護課長通知に準じて保有を認めるよう取り扱うこととされています。

また、イで、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住活動に必要な場合に限り、当該自動車使用を認めて差し支えない。例えば、一人親であること等の理由から、求職活動を行うに当たって、保育所に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて差し支えないとなっています。

ア、イについて、市の対応を問います。

5つ目、臨時、または不特定就労収入、自営収入等の減少により、要保護状態となった場合であっても、事務連絡の趣旨を踏まえ、緊急事態措置経過後に収入が増加すると考える場合には、転職指導は行わなくても差し支えないとなっています。どのような対応をされているのか、以上5項目について答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷正明議員のコロナ禍での生活保護運用についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、現在生活保護を受けておられる方々の人数と世帯数についてですが、令和

3年1月に生活保護を受給された方は233人、180世帯となっております。

次に2点目、平成31年度、令和元年度でございますが、と令和2年度の生活保護の申請件数と受給が認められた件数についてでございます。令和元年度の申請件数につきましては70件、生活保護の受給が認められた件数については46件となっております。令和2年度は1月末までですが、申請件数は40件、受給が認められ、生活保護を開始した件数は27件となっております。

3点目の扶養照会についてのご質問にお答えをいたします。扶養義務に係る調査につきましては、生活保護法第4条に「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶養は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」というふうに定められておりまして、国の通知によりまして保護申請があったときは、まずは申請者からの聞き取りによりまして扶養義務者の存否を確認し、扶養義務の履行が期待できるというふうに判断される方がおられる場合には、この方に対して行うこととされております。

野洲市では、生活保護法並びに国からの通知に基づきまして、まず申請者からの聞き取りの中で確認を行った上で、調査の必要があると判断された方には調査を行っているものでございます。扶養照会につきましては、毎年行われます県の監査におきましても、着実な実施を求められているところでございまして、野洲市独自の判断でやめることは適当ではないというふうに考えております。もし、今後、生活保護制度についての幅広い議論によりまして、法律や国からの通知が改められるというふうな状況になりました場合には、野洲市としては、その内容に基づきまして対応を改めることになるというふうに考えております。

なお、照会によりまして、金銭的な支援に結びつくことはあまりございませんけれども、扶養義務調査によりまして、孤立しがちな生活保護受給者が疎遠だった親族から日常生活におけるちょっとした支援、あるいは安否確認を受けることができるようになったり、また親族の連絡先の把握によりまして、後々、緊急事態が発生した際の支援で非常に役立ったりといったケースも多々ございます。扶養義務調査については、そうした側面もあるということをご理解いただきたいというふうに考えております。

4点目の自動車に係る通達についてのご質問についてお答えいたします。アとイがございました。(ア)につきましては、簡単に言いますと、通勤に使う自動車が、これは緊急事態措置経過後、例えば復職等により収入が増加する見込みがある場合には所有を認めても構わないということで、イにつきましては、公共交通の利用が不便、非常に困難等で就職

活動等に車が必要な場合、これも保有を認めてもよいということでございますけれども、ア、イ、いずれにつきましても国の通知に基づきまして、個別の事情に配慮し、適切に対応させていただいております。

なお、参考までに、昨年の国、県要望活動におきまして、現代社会の地方での生活におきましては、自動車の保有と使用が日常的になっておりまして、処分価値の小さな自動車につきましては、所有及び使用について、使途は限定されながらも容認することを要望しておりますことを申し添えます。

次に５点目、緊急事態措置経過後に収入が増加する場合の転職指導についてのご質疑にお答えをいたします。こちらにつきましても、国の通知に基づきまして、適切に対応をさせていただいております。まずは、個別の事情を丁寧に聞き取り、生活保護受給者に寄り添い、自立につなげられるよう対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○１５番（東郷正明君） まず、さっき、相談に来られた人数と実際に申請された生活保護者が、生活保護が適用された人数から見るとその差があると思うんですが、これは何でなんだろうかね。また、どのようなことで適用外となったのかを尋ねます。水際作戦が行われているのではないのでしょうか。例えば、これまで非正規労働者として働いてこられた人が雇い止めされれば、すぐには生活できる給料ぐらいのところはほぼありません。ましてやコロナ禍の中で働く場を見つけるのは厳しいと思いますが、このようなときはどのような対応をされているのかを問います。

それと、厚生労働大臣が、扶養照会は義務でないと答弁されています。先ほど、いろんな連絡のときに、この書かれたことを参考にするという連絡とか、そういうことを言われましたが、本来、扶養照会というのは、さっきも言われたかと思うんですけども、民法上の扶養義務は扶養義務者が負うものであって、要扶養者が持つのは処分や譲渡ではない、一身専属権としての扶養請求権です。扶養請求権は要扶養者が特定の関係にある扶養義務者に扶養の請求をしたときに初めて発生するものと考えます。ですから、扶養を求めるかどうかは、本来は要扶養者の自由と考えます。ですから、今後、扶養照会の運用改善に当たっては、まず申請者が事前に承諾した場合に限定すべきと考えますが、そういうようにしおりもまた運用変更していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

扶養照会を行うのは、明らかに扶養義務の履行が期待できる場合に限る。それと、先ほ

ど言いましたように、事前に要保護者の了承を得ること、この2つだと思うんですけども、この辺は今後の野洲市の生活保護運用についてどのように進めていかれるのか、お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再質問にお答えする前に、先ほどの答弁で1点、言い誤りがございました。東郷議員、3点目のご質問への答弁で、生活保護法第4条の規定を引用させていただいたときに、「扶助」と申し上げるべきところを「扶養」と申し上げたようです。ここに訂正をさせていただき、おわびを申し上げます。

それでは、東郷議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、申請をされた件数と保護が適用された方の人数に差があるということで、水際作戦ではないかというご質問でございますけれども、申請された件数に対して受給者数が少ない、その差につきましては、ほとんどが年金等の収入額、あるいは預貯金、現金の保有額が保護基準を超えていたことから申請が却下になったということございまして、これは逆に言うと、生活にまだ余裕がある段階で気軽にご相談をいただいているのかなというふうに思いますし、余裕ある段階でご相談をいただけるということは、関係の生活保護だけではなくて、ほかにも選択肢がたくさん選べます。必要な関係機関へもつながることがありますので、より適切な対応へつながっていくものというふうに考えております。

2点目の扶養義務照会についてでございますが、ご答弁で申し上げました。まず、申請者から聞き取りを行いまして、調査が必要となる方について調査を行っております。これも裏を返しますと、まさに東郷議員おっしゃったように、扶養が期待できない方に対しては行っていない場合もございます。また、親族との関係が悪いなど、調査をすることが望ましくないという場合には調査をしていないこともございまして、これについては、運用の中で既に厚生労働大臣がおっしゃっているような取扱いをさせていただいているものというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 再々質問があつて、ちょっと前後するんですけども、自動車の保有も認められる場合もあったと、さっき、あるということを言われました。以前、他府県から来られた方の一人親のお子さんが小学校に入学され、学童保育に行かれて、お母さんが仕事が終わってから子どもを迎えに行くのに時間が間に合わないの、自動車の保有

を認めてほしいと言われました。そのとき、認められなかったことがあります。公共交通機関があってもバスの本数が少なく、確か1時間に1本か、そんなぐらいしかなかったと思うんです。仕事が終わる時間とバスの時間からすれば、子どもを迎えに行くのには間に合わない。ましてや他府県から野洲市に來られたばかりで、まだ子どもさんは近所にお友達もいないという状況でした。このような場合、弾力的な運用が必要であったのではないかと思います。今後の対応について伺います。

扶養照会については、厚生労働省から何度も、先月の2月26日にも最新の調達がされています。それで、扶養照会の生活保護のしおりなんですけども、これは事前に承諾した場合とか、あるいはまた事前に本人が承諾した場合、また、さっき言われましたように、明らかに扶養していただける、そういうときに限ると。そういうようなしおりの運用変更にあたって、しおりが合わない部分に変更していただく。変えて、前向きな、要は市民に分かりにくい内容となっていると思いますので、そこはちょっと運用変更で、しおりをもっと新しい、通達文に合った文章に変えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷議員の再質問にお答えをいたします。

自動車保有について、個々具体の例についてはちょっと内容を存じ上げませんので、お答えいたしかねますけれども、それぞれの状況に応じて丁寧な聞き取りをさせていただく中で、自動車以外の、例えば方法によって解決することができる場合には、やはり自動車の保有は認めたいという結論に達する場合もございますけれども、どうしても必要と判断される場合には、そこは柔軟に対応させていただいているところでございます。

それと、2点目の扶養義務調査についてです。ただいま、2月26日の通達の話をしていただきました。この通達の中では、扶養義務調査を要しない要件についても若干緩和をされておりますので、この部分については野洲市でも柔軟に運用していきたいというふうに思っております。

しおりにつきましても、しおりに書いていることだけで申請者の方に判断をしていただいているというよりは、しおりを使って、口頭なり、面談をしながら丁寧にご説明をさせていただいておりますので、扶養義務調査についても、その中で丁寧にこういう場合にはさせていただきます、こういう場合には扶養義務調査しない場合もありますというのは、ちゃんとお伝えはさせていただいておりますので、たちまち今のところ、しおりを見直すということは考えておりませんので、お答えとさせていただきたいと思います。

以上です。

○15番（東郷正明君） 要望だけ言っておきます。分かりやすいしおりにしていただきますよう、今はそのまま取りますけれども、それはまた検討していただいて、今後変えていただきますようお願いだけしておきます。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第8号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

今回は2項目にわたって、質問させていただきます。

間もなく3月11日で東日本大震災から10年を迎えます。連日、マスコミで報道されていますあの映像を、津波の映像を見るたびに心を痛めるわけですが、私はずっと見ていてというか、そういう災害の場面を見るにつけ、自分事として、やっぱり捉えなければいけないということを痛切に思います。そういう意味でも、今回のこの質問は大事だと思ってさせていただきます。

大規模災害発生時には、地域住民自身が自分の命は自分で守る。当然、自分の命が守れなかったら、人の命も守れません。自分たちのまちは自分たちで守る、そういうことに徹していかなければなりません。大規模災害に備え、自助、共助に基づく地域防災力を飛躍的に高めることは喫緊の課題であります。私は本年1月、防災士養成講座を受講させていただきました。日程は2日間講座を受講して、受講後、試験に合格すれば、大体80点以上になります、日本防災士機構から認証されることになります。防災士とは、減災と防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有するものとあります。また、普通救命講習を受講しなければなりません。今、コロナ禍中で、滋賀県下で1か所、私が受講したのは長浜で、この湖南消防署ではされていませんでした。長浜でされていますよということで、県のほうから通知があって、長浜まで雪の積もっている中、行ってまいりました。これは午後からの講習で、技能訓練、胸骨圧迫、そういうことなどを学んでまいりました。無事に取得することができました。

そこで、お尋ねいたします。野洲市には、防災士は何名おられるのかを伺います。また、学区別と自治会別に人数が分かれましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員からの防災及び災害時の対応について、1点目の本市に防災士は何名おられるのかのご質問にお答えさせていただきます。

まず、防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める

活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを認定特定非営利法人である日本防災士機構から認証された方々でございまして、当該機構に問い合わせをいたしましたところ、令和3年1月31日付で、市内では38名の方が登録されているとのことでした。ただ、提供いただいた情報からでは、自治会ではなく、学区しか判別できないことから、学区別の登録者数としましては、野洲学区10名、三上学区4名、祇王学区8名、篠原学区5名、北野学区5名、中里学区4名、兵主学区2名という状況でございます。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

この人数が多い少ないは別といたしまして、年に複数回、私は1月でしたけども、2月にもこの講習会がありまして、私が受講したときは70名の方が受講されておりました。野洲市の方もいらっしゃると思います。これは92自治会が野洲市にあると思うんですけど、この自治会で防災訓練をされていますので、できるだけこの92自治会に1人おられるようにすることについての見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） おっしゃっているとおり、各自治会に1人または複数名いらっしゃるの是非常に心強いことかとは思いますが、ただ、皆様方もお勤めの方もいらっしゃいますし、それぞれ自治会の特性とかご都合もございまして、それで、市といたしましては、それと全く一緒かどうか分かりませんが、昨年はちょっとたまたまコロナの関係で1回しかやっておりませんが、通常でしたら、年2回程度、地域自主防災組織のリーダーの研修とかをさせていただいております。自治会の役員さんも毎年替わられますので、たとえば自治会の方がお一人取られたとしても、その方が永久に役員をされていると限りません。それで、毎年度、コロナがなければ、次年度も含めて、自治会からそのような方に対する研修等を行って、そこをどこまでそれに代替えできるかどうかちょっと分かりませんが、少しでも皆様に意識を持ってもらおうと、そういう考え方は持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、各市町において、この防災士養成講座を受講するのに補助制度が設けられている

自治体があるとお聞きしています。この野洲市においても、そのような制度があるのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ２点目の防災士養成講座補助制度についてのご質問にお答えいたします。

本市では、民間が実施する防災士養成講座への受講に対しての助成制度は設けておりませんが、滋賀県において、滋賀県自主防災リーダー研修、防災士養成講座を開催されており、民間の養成講座に比べて、廉価な費用で受講できることから、その部分の周知啓発に努めているところでございます。

次年度の実施の詳細が分かり次第、市のホームページで、また市民の皆様にはご案内をさせていただきます。それと、先ほども申し上げましたけれども、これに必ずしも１００％台代替えできるかどうか分かりませんが、地域の自主防災リーダーの研修会を開催させていただいて、コロナの関係もございますので、どこまで開催できるか、次年度は分かりませんが、可能な範囲で開催させてもらって、自治会の皆様について意識を持っていただきたいという認識は持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○７番（津村俊二君） そんなに費用は高くないというか、教材料、教本を購入するお金と、あと認証してもらおうと登録料、大体２万円、私はもちろん実費で支払ったんですけど、同じ受講生の中にほかの市町で補助を受けている市の方というふうな紹介を講師の方がされていたんですよ。ですから、例えば自治会推薦で防災士を受講したいという場合に、わずかでも、そういう当然、やっぱりそういう意識のある方というか、受講しようという、そういう心構えのある方に対して補助があってもいいと思うんですけども、その辺、考慮できないかどうかというのをちょっと聞きたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） そこ、おっしゃっている趣旨は私ども十分理解しております。ちょっと令和３年度の予算では予算化していないような状況でございます。ですが、令和４年度で必ずするというお約束はできませんが、一度内部で検討はしてみたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。分かりました。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、災害時の要援護者支援体制についてなんですけども、個別避難支援プランの作成は全国100%できている、私の地元自治会でも記入して、自治会長さんが把握しているということでした。ですが、避難行動要支援者と一緒に訓練がほとんどできていないということでありました。この本市の現状を伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 3点目の要援護者支援体制についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、避難行動要支援者名簿の全国の作成率は、令和元年6月実施の集計では98.8%の市町村で作成済みとなっております。県内では、全ての市町で作成を済ましており、本市では今年度75歳以上の高齢者世帯、要介護認定者、身体障害者手帳保持者等の一定の条件の下、5,201人を機械的に抽出し、対象者として名簿作成を行っているところでございます。今後、市で実施する災害防災訓練等におきましても、避難の際に個別支援の方が必要な方への参加も呼びかけ、進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 実は本当に悲惨なというか、悲しい出来事がありまして、西日本豪雨で、岡山県倉敷市真備町で、もう発生から2年を迎えるんですけども、西日本豪雨で5歳の女の子と27歳の母親、母子家庭、犠牲になって亡くなられたんですよ。また、これはNHKとかマスコミでも報道されたんですけど、三宅遥さん、お母さん、娘さんが愛さんいう、27歳と5歳ですね。この親子は障がい者だったんですよ。耳が聞こえないお子さん、お母さんは知的障がい、この母子とつながっている方は福祉の関係の方だけだったんですよ。朝、その前日まではSNS等で福祉の関係の方とやり取りしているんです。助けてとか言っているんですけど、その福祉の関係の人は遠くに住んでいるものだから、助けに行けないんですよ。なぜ助けられなかったらといったら、結局、地域の方が把握していないんですよ、誰も。結局、家族の方も遠くにいてたから「助けてあげられなくてごめんね」と言って、亡くなられた後にね。そういうことが起きたんですよ。だから、私はつながっていたら、誰かに、その地域の人とつながっていたら助けられたんですよ。でも、

地域の人とつながっていないから、当然、ふだんのそういう防災訓練にも参加されていません。

そういうことは、やっぱりこの野洲市にはおいては、私はあり得ると思うんですわ。実は、私、昨日、後期高齢者の方の挨拶回りというか、困っていることございませんかというふうに一軒一軒、何軒か訪問させていただいたんですよ。そしたら、その方が、高齢者の女性の方なんですけど、「民生委員っていはるんですか」とまず質問を受けたんですよ。

「はい、いはりますよ」と言って、話をされていて、その方はご主人を亡くされて、もう約3年なんですわ。この3年間、1回も来られないんですよと言わはるんですよ。えーっと、私はびっくりしました。まだご健康というか、そんなに不自由な生活じゃなかったのも、よかったんですけど、独り暮らしの高齢者もつながっていない方が、民生委員さんとかは、やっぱり最後のとりでというか、そこでつながっていなかったら、どうつながるのという事態が私は発生すると思うんですよ。

ですから、そういうことないように、もしそういうことを、私が先ほど申しましたように、それ、つながっていないということを、訪問できていないという民生委員さんがいはるということは、市のほうは把握されていますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 津村議員のただいまの民生児童委員さんの件についてですが、個別に訪問ができていない方がおられるという情報は、ちょっと具体的にはお聞きはしておりません。それぞれ担当されている地域において、丁寧に訪問していただいているものと思っておりますけれども、もし個々具体的に訪問していただけていないという方、もし差し支えなければ、またお教えいただければ、確認のほうはさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

そうやって、やっぱり私は孤立というか、孤独にされている方に手を差し伸べないといけないと思うんですね。ですから、そういう情報共有というか、ただ個人のプライバシーというのがどうしても壁になってしまうので、その辺は考慮しながら進めていかないといけないと思うんですけども、今後、こういう大規模災害のときにそういう、本当に助けられなかったということがないようにしっかりと私も取り組んでまいりたいと思います。

次の質問に移ります。

災害時の備えとして、液体ミルクを備蓄できないのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ４点目の液体ミルクの備蓄についてのご質問にお答えさせていただきます。

液体ミルクにつきましては、賞味期限が粉ミルクとよりも短いこと、容積的に粉ミルクのほうが多く備蓄が可能であることから、現在、備蓄品目として設定しておりません。粉ミルクについては、現時点で新生児用１５．６キロ（１３グラム掛ける１，２００本）を備蓄している状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○７番（津村俊二君） これ、液体ミルクというのはなぜ備蓄を必要とするかというのは、もう言うまでもなく、ライフラインが止まったら、私も孫に、実際に赤ちゃんの頃にミルクを作ったりもするんですけども、粉ミルクは湯がないとできません。そのお湯を、やっぱり確保しようと思ったら、当然ライフラインが止まるとできません。そうすると、やっぱり液体ミルクはそのまま飲めるという便利なものなので、ぜひとも、まず賞味期限がどれぐらいか、どのぐらいの差があるかというのはあると思うんですけども、ぜひとも、今後検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 議員おっしゃっているとおり、液体ミルクのほうの利点もありますが、一方で、液体ミルクのほうは哺乳瓶が必要ということもございます。賞味期限につきましては、缶で１年、紙パックで６か月、それに対して粉ミルクは１年半でございます。半年ぐらいの差があります。場所的な問題も、先ほど申し上げましたとおり、見てのとおり、全然、容積が違います。ミルクも当然備蓄しなければならないものですが、備蓄しなければいけないのはほかにもたくさんございますので、ちょっと今後、液体ミルクの備蓄については厳しいものと思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○７番（津村俊二君） でも、大規模災害となると、私は必要になってくるのではないかと思いますので、お願いしておきたいと思います。

次の質問に行きます。

新川、童子川の台風、大雨洪水時の対応と対策についてですが、合流部が滞水、越水となって、農作物への被害や集落内への住居への浸水などが毎年のように発生しております。水門調整、新川の除じん機、ポンプ施設の管理を市で管理できないのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 津村議員の５点目のご質問、新川、童子川の台風、大雨、洪水時の対応と対策についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の場所は、ただいまおっしゃっていただきましたように、平成２５年度の台風１８号の際に、新川、渡瀬川の溢水によりまして、周辺の農地だけでなく、北自治会の集落内でも浸水被害が発生をしております。これを受けまして、地元からの強い要望もございましたし、市といたしましても、今後の対応策につきまして、県のほうに要望をさせていただきまして、平成２８年度に内水排除ポンプ２基を設置いただいたところでございます。

童子川の水門及び新川の除じん機、それから排水ポンプ施設の維持、補修につきましては、滋賀県が対応されておりますけれども、ご指摘のように、施設の操作につきましては、北自治会でご対応をいただいているところでございます。

しかし、ここ数年、北自治会からは、出水期や台風の場合は昼夜に関係なく現場に出向き、水位の確認や樋門の操作、これをしなければならず、負担が大きいことから負担軽減についての要望をいただいているところでございます。

市といたしましても、地元のご意向を踏まえ、滋賀県に対し、改善の要望を行っております。昨年の１月には地元の役員の皆さんと県及び市の担当者により意見交換会も行っております。こうしたことで、県においても、地元の要望に対し、理解を深めていただいているところでございます。

滋賀県におかれましては、現場確認等に係る地元の負担軽減策といたしまして、昨年度、新川の水位情報を遠隔で確認できるよう、新川、童子川合流部に危機管理型の水位計を整備されたところでございます。また、今年度中には、同場所付近に河川防災カメラの設置も予定をされておりました、河川の状況が視覚的に遠隔で確認可能となる見込みでございます。

なお、市で管理できないかのご質問でございますけれども、現在、市の体制といたしましては、野洲市域に気象情報で警報等が発令された場合は、水防班によりまして、市内全域のパトロール等を実施し、浸水等の未然防止ですとか台風の場合には大雨によります

浸水や、また強風によります被害等が起こった場合の対応を行っておりまして、限定された樋門調整等の管理をすることは大変厳しい状況というふうに考えております。

このことから地元の皆様には、引き続き危険でない範囲でご理解とご協力をお願いさせていただきますとともに、さらなる地元の負担の軽減策につきまして、引き続き滋賀県に対し要望するとともに協議等を進めてまいりたい、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 私も現場を確認させていただいて、また自治会の皆様との聞き取りをさせていただいて、危険でない限りというか、危険なんですわ、本当に。台風で、先ほどカメラを設置、今年度中やろう、3月30日までにはつけるということ。ただ、監視カメラをつけて、操作するところまでは遠隔でできないと思うんですよ。操作するのは、やっぱり地元自治会の方が、当然1人じゃなくて、複数人で行かれると思うんですわ。水位なんて見れないと思うんです、夜半でしたら。もう夜中にこの水位を、童子川の水位と新川の水位が見れるかな。これを、だから目視できて、操作する。この操作するというこの作業が非常に危険なんですよ。ですから、当然地元の自治会の方々はもう高齢化されています。持続可能な観点から見ると、私は、やっぱり市として水防管理は市町において管理しなければならないというふうになっていますのでね。やっぱり、水防班の方々は当然、何班か組んで、回られているわけですから、そのときに、もちろん水位なんて、もう数10分、数時間で上がってきますから、当然、そこで、同じ場所で待機しているわけにもいきません。それは、場合によっては待機して、押さなければならないかもわかりません。でも、やっぱり非常に危険です。

そうなると、そういう今後、そういう持続可能な管理体制というのを、やっぱり市、また県としても検討を重ねていかないといけないと思うんですけども、この点、自治会の負担を軽くするということを考慮して、検討できないか、伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再質問にお答えいたします。

まず、今、議員おっしゃっていただいておりますこと、多分、地元自治会のほうからも毎年ご要望も頂戴しておりますし、行政懇談会のほうでもお話も出しておりますので、市といたしましても重々認識をしているところでございます。ただ、県のほうにもいろいろと要望し、協議もさせていただいておりますけれども、たちまちすぐにこの地元負担を解消で

きる対応策が今のところないというのが現状でございます。だからといって、現状がいいというふうには思ってはございませんので、これは引き続き、検討、協議をさせていただきまして、何とかの地元の負担軽減を図れるように、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、滋賀県のほうでは、緊急しゅんせつ事業といたしまして、令和6年度にかけまして、家棟川、童子川のしゅんせつを順次、年次的に順次、行っているところでございます。こういうことも1つの対応策にはなろうかというふうに思います。

また、併せまして、ここの新川、童子川の合流部の改善というのも当然そうでございますし、そこと併せまして、その周辺、上流の中ノ池川、また今の童子川、そして下流の家棟川、こういった河川を一体的に、抜本的に河川の安全対策を見直していただけるよう、滋賀県のほうにもずっと引き続き要望しておりますし、今後も滋賀県でそういった要望をさせていただきながら、協議を続けていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひ、本当に地元の方々が疲弊して、この先どうなるかというか、また同様に光善寺川のところの日野川の水門も同様な問題を抱えていると思います。そういう、やっぱりタイミングというのは、個人の判断というか、本当に難しい、タイミングをその場に入れるかどうかというのは、非常に夜中だと、非常に危険な状態で行われますので、ぜひともまたいい解決策をまた検討していただきたいというふうに思います。お願いして、終わりたいと思います。

じゃ、次の質問に移りたいと思います。

社会的孤立防止と就職氷河期世代の雇用対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、我が国が抱える様々な課題が浮き彫りになりました。その最たるものがデジタル化の遅れであります。加えて、人口減少や少子高齢化、格差拡大、災害の激甚化などの課題も抱えております。こうした中で、今求められていることは、コロナ禍を契機として、あらゆるリスクに対して強靱で持続可能な社会を構築することが必要であります。そのためには、一人ひとりと社会のつながりを強め、適切な支援サービスへつなげていく仕組みづくりや様々な制度の安定性や持続可能性を高める支え合いの基盤強化が重要となります。

そこで、社会的孤立、これは個人、また世帯も意味します、の実態把握は本市において

どのような実態になっているのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、1点目の社会的孤立の実態把握につきまして、お答えさせていただきます。

社会的孤立の実態把握につきましては、具体的にはひきこもりが上げられますが、ひきこもりに関する実態把握として、令和元年7月に滋賀県社会福祉協議会が行ったひきこもり等に関するアンケート調査結果によりますと、15歳から64歳までのひきこもり人数は、本市では46人と報告されています。

なお、本市におけるひきこもり支援実績といたしましては、関係課（発達支援センター、家庭児童相談室、健康推進課、地域包括支援センター、地域支援室、市民生活相談課）合わせて、令和元年度が41人、うち40歳以上が18人、令和2年度は2月末現在で59名、40歳以下21名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、分かりました。

実態把握ができていたらいいんですけども、全国的に仕事を失ったり、学校へ行けなくなったり、見えないんですね。見えない方、把握されていない方というのは、私はいるのではないかと思うんですよ。浮き彫りにというか、先ほど、民生委員の方の話もしたんですけども、民生委員さんが把握されていない方とか、そういう把握がどこまできめ細かくというか、その辺を、やっぱり最悪のケースというか、もう孤独死されて、数日後に見つかったとか、そういう過去のケースも野洲市でもあります。これは、やっぱりつながっていないからですよ。毎日生活していて、生きているか、安否確認ができていなかったら、当然、発見できません。それは当然、つながっていないからなんですね。誰かとつながっていたら、一番は、やっぱり身近な地域の方です。

ですから、コロナ禍で、当然、やっぱり市役所に来られない方、誰にも相談できない方がいらっしゃると思うんですけども、その辺の手を差し伸べるというか、そういう、何か考えておられることというのはございますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 令和3年度予算、お認めいただいたら結構でございますが、公明党の方もよくご存じやと思うんですけど、重層的支援体制というものを考えておりま

す。それ、4つのメニューがございまして、その中に、地域の関係、地域で困り事を解消するとか、包括的な支援体制というものも盛り込んでいます。ただ、議員さんもおっしゃっているとおり、本人が希望して、関係を絶っている場合も当然あります。やっぱり、個人には権利が当然ありますから、嫌がってはるのに無理やり行くというのも、現実難しいのは現状だと思います。ただ、私どもといたしましては、いつも市民生活相談課が言っている少々のおせっかいをメインにその辺りを、本人の気持ちもございまして、そこは健康福祉部と共同して、民生委員ともできるだけやっていきたいと思っておりますが、なかなか100点が取れないのが現状でございます。ちょっと努力をしていきたいというご答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。分かりました。

本当にこれは永遠の課題というか、すぐに解決できるものではないんですけども、私も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、先ほど東郷正明議員からもありましたように、生活保護を必要とする人がためらうことなく、受給できるようにしなければいけないと思うんですけども、本市においての現状を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の本市における生活保護の現状についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど、東郷議員のご質問にもお答えをさせていただきましたけれども、令和3年1月に生活保護を受給中の方、実はこの中には所得オーバー等で一時的に停止になっている方、2世帯2人も含んでおりますけれども、1月中に生活保護を受給された方は180世帯、233人というふうになっております。本市では、これまでコロナ禍の影響もあまりなく、ほぼ受給者数は横ばいできていたんですけども、昨年末辺りから、若干増加傾向に転じております。これは、やはりコロナ禍、第2波がかなり長引いた結果、先行き不安が影響しているのではないかとというふうに分析をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

これも先ほどの東郷正明議員からありましたように、生活保護申請時に親族に援助できるかどうかという、問い合わせる扶養照会を理由に困窮者が申請をためらう実例があります。当事者に寄り添った弾力的な運用が、今、国でもそのような議論が交わされています。例えば、10年の縛りをもっと緩和すべきだとか、そういうことがあるんですけども、先ほど答弁でも何か少し緩和するようなことをおっしゃっていたと思うので、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の扶養照会についてのご質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますけれど、まず本市の現状についてご説明をさせていただきますと、扶養照会につきましては、生活保護法第4条に「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定めておられますので、国の通知によりまして保護申請があったときは、申請者から聞き取り等によりまして扶養義務者の存否を確認するとともに、扶養義務の履行が期待できるというふうに判断される場合には扶養の可能性を調査するものとされております。本市におきましては、法律並びに国からの通知等に基づきまして、申請者等から、まずは聞き取り確認を行った上で、調査が必要となる方につきましては、弾力的に調査を行っているものでございます。

また、先ほどの東郷正明議員の答弁でも申し上げましたように、扶養調査には、生活保護受給者の日常生活での親族によるちょっとした支援ですとか、あるいは安否確認につながったり、緊急時の連絡先の把握等につながったりする側面があるということをご理解いただきたいというふうに思います。

また、国からの通知によって、若干、要件が緩和されたところですが、先ほど津村議員がおっしゃった10年というのは、親族等と一定期間、連絡が取れていない期間ということで、これまでは20年というふうにされていたのが、今回の通知の中では10年というふうに緩和をされているというふうなことで、その他いくつか例示はされているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。分かりました。

じゃ、次の質問へ行きます。

コロナ禍では、DV（配偶者などからの暴力）や児童虐待が増えております。社会的孤立状況がより一層深刻化していると思われます。野洲市における現状を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 4点目のコロナ禍のDVや児童虐待の状況についてお答えします。

家庭児童相談室が今年度中にDVに関する相談を受けた件数は、1月末現在で16件、そのうち新規が7件でございます。昨年同時期では18件で、新規が5件ございました。

次に、児童虐待相談管理ケースにつきましては、1月末現在で455件となっております。そのうち新規の相談が74件、昨年の同時期で管理ケース513件、新規が95件と、このような状況でございます。また、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃した場合、いわゆる面前DVとして心理的虐待ケースの取扱いとなっておりますのは、新規の児童虐待相談中、今年度末現在13件に上っております。昨年同時期では16件ございました。

市の対応といたしましては、DV相談ケースにおきましては、被害者との面談の中で、分離が必要な場合はシェルターへの避難、母子生活支援施設への入所や転居等の支援をしております。

また、児童虐待相談につきましては、要保護児童対策地域協議会、要対協と言われる組織でございますが、その枠組みの中で、児童の所属する保育所、幼稚園、小中学校のほか、児童相談所、警察等の関係機関との連携、情報共有をした上で対応をしております。

コロナ禍の中でのということでしたが、確かに子どもは学校が休業ということもございまして、家庭内学習でございました。親は在宅勤務ということで、例年になく、子どもと親が多く時間を過ごす年になったかと思います。また、夫婦間においても同様であったと思います。そのような中、ふだんからケースで関わっているいろんな家庭の中の声をまとめますと、コロナ禍で時間が一緒になっているということから、親子、夫婦の関係が親密になったということを聞くケースもございました。その反面、新規で父親から子どもに対するしつけについてどうしたらいいのか、もう自分で分からなくなった、だから、そういうことを相談に乗ってほしいということで、新規の相談が市のほうにございましたし、既に管理しているケースにおいては、通報等によって支援に出向くケースもござ

いました。

児童虐待の新規相談につきましては、今年度の特徴的なこととしては、例年、虐待の部分が6月がいつもピークになっておるんですけども、今年度につきましては10月が数的には多い状況でございました。コロナ禍における学校の休業の期間がございましたので、そういうようなこともあって、影響しているのかと思っております。

なお、議員質問のコロナ禍でDV、あるいは児童虐待の数が増えているのではないかというお話だったんですが、先ほど申し上げました対前年の数でも、本市においては、今年度、DV、児童虐待の相談件数については顕著な増加はないということでございます。しかしながら、家庭内の暴力等、潜在化していることが十分考えられますので、事象の糸口とかきっかけとか、そういうことを見落とさないよう努めていく必要があると、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） よく把握されているというふうに思います。政策監がおっしゃったように、潜在化している分というのは私もあると思います。私が相談を受けた方で、祖母の方がお孫さんを見ているということで、結局、育児放棄、ネグレクトの状態になって、市のほうにもご相談させていただいたんです。ただ、それは私にまだ相談というか、そのお声を聞かせていただいたからいいんですけども、先ほどから言っている、言わない人、言えない人、言いたくない人、そういう方が潜在的にいらっしゃると思うんですよ。そこを、やっぱり手を差し伸べるということを、市としてもそういう何か手だてというのは考えておられますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問、なかなかその声を上げられない方々のそれを掘り起こしというんですか、把握するというのは非常に難しいとは思いますが、DV、それから児童虐待においても、いわゆる社会的な関心が高くなったことによって、隣で何かの声がしたときに、前までだったら、そのまま何もしなかったんですが、そういうような児童虐待とか、そういうようなことの認識が高まって、名前を伏せた状況で通報をいただくというような形で、それを受けて、市のほうが出向いて、今まで分からなかったケースが分かって、支援に入り込むというようなケースもございますので、特段の市がこういうことを対策していますというのはちょっとお答えはできないんですけども、事

象としては、そういうような形で、分からないケースが分かって、支援に入るというケースはございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 本当に難しい問題とは思いますが、少しの、そういう小さな声を聞き漏らさないように取り組んでいかなければならない、また誰一人取り残さないという、そういう思いで、私も取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、就職氷河期世代の雇用対策についてでございます。

就職氷河期世代は現在30代半ばから40代半ばに至っております。今、まさにコロナ禍で、第2の就職氷河期があるのではないかとこのふうにも言われております。この平成不況の影響を最も受けて、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であります。その中には、希望する就職ができずに早期の離職、転職等によって、能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない、現在も不本意ながら、不安定な仕事に就いている。または無業の状態にあり、収入が低く、将来にわたって生活基盤やセーフティネットが脆弱など、様々な課題に直面しております。

そこで、本市において、市長にお尋ねします。就職氷河期世代に支援していくことの重要性をどのように認識されているのか、見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目の就職氷河期世代の支援の重要性についてのご質問にお答えいたします。

少子高齢化が進む中において、一人でも多くの人材の就業を支援し、地域における人材活用を進めることは重要な課題であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） まさにおっしゃっているとおり、重要な課題であります。今、ワクチン接種等で人材募集もされると思うんですが、ぜひ、このような方々を救っていくとか、働いていない状態の方、無職の状態の方々にも少しでもお手伝いできるような、そういうあっせんもしていただけたらなというふうに思います。

次に、この就職氷河期世代の支援対象者は、正規雇用を希望していながら、不本意に非正規雇用で働く者が少なくとも50万人、全国ですが、就業希望していながら様々な

事情により求職活動していない長期無業者、社会とのつながりをつくり、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とするものなど、合計１００万人程度と見込まれております。本市における支援対象者をどのように把握し、現在、支援対象者はどの程度いるのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ６点目の就職氷河期世代の支援対象者につきましては、３５歳から４５歳を対象と仮定し、国勢調査（平成２７年度）及び労働力調査（令和元年度）、それと直近の住民基本台帳等を基に推計したところ、野洲市内ではあくまでも概算でございますが、４００人程度と推定しております。

また、本市の生活困窮者自立支援事業における同世代の相談者は１９４名であり、そのうち就労支援につないだ人数は過去２年間で７９名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○７番（津村俊二君） ありがとうございます。

私も何人か、このような方々と関わりをさせていただいているんですけど、なかなか、やっぱり転職、転職で長続きしないんですね。もちろん本人の問題もありますけども、少しというか、障がいを持っておられて、職場から煙たがられて、結局やめてしまうというケースが、ですから、やっぱりそういう社会の見守りというか、そういう理解度が、ですから、私はその方にちゃんと正直に「障がいを持っています」と言ってというふうに言っているんですけど、なかなかそれが伝えられない。そういう、もちろんそれは個人の判断ですから。そういう形で続けて、ですから、私もずっと持続して関わり続けているんですけども、野洲市役所にはやすワークがありますから、非常に便利なのというか、有効に活用できていると思うので、最大限に生かして、こういう方々を救っていけるようにしていかなければならないというふうに思いますので、またともに取り組んでいきたいと思います。

次に、就職氷河期世代の活躍の場を広げるために、政府は今後集中的に支援していくことを発表しました。本市においても、就職氷河期世代に対する支援を充実していく絶好の機会であります。本市において、就職氷河期世代に対する支援の取り組みをどのように強化されていくのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ７点目の就職氷河期世代に対する支援の取り組みにつしまし

ては、当市といたしましては、就職氷河期世代のみならず、全ての就職相談者について対応しております。皆様方にはやすワークの積極的な活用を行うとともに、今後、就業を希望しながら、様々な事情により就労活動ができない長期無業者等につきまして、社会とのつながりをつくり、社会参加に向けてより丁寧な支援を強化するため、滋賀労働局とも連携し、事業者に対して職場実習や体験の受け入れの協力要請も図るところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

じゃ、次、就職氷河期世代には不安定な就労を繰り返して、スキルアップや転職活動を行う時間的、経済的、心理的な余裕がなくて、就労を正社員化に向けた、具体的な行動を起こせずにいる方々、就労や正社員を目指すこと自体をも諦めている方々が一定数存在しております。就職氷河期世代の支援を今後集中的に取り組んでいくということを、一人ひとりに知ってもらう積極的な広報を展開していく必要があると思います。

まずは、就職氷河期世代への支援の取り組みを知ってもらい、来てもらう、そして行動に起こしてもらう。今後、支援対象者、ご家族、関係者に対する広報をどのようにしていくのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 8点目の広報につきましては、一般的な相談、就労相談等につきまして、当市の市民生活相談窓口については市の広報等で市民に周知を行っており、併せて、就職氷河期世代の方を支援する専門窓口が滋賀新卒応援ハローワーク内に開設されておりますので、相談時や広報及びホームページ等を活用し、積極的な案内に努める予定になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。

もう最後の質問になります。

困っている方が行政に来るのを待つのではなく、訪問などを通じて、潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけて、支援につなげていかなければならないと思います。そのためにやすワークや生活困窮者支援機関のアウトリーチ機能を強化するとともに、関係機関の連携を強化し、ワンストップで断らない相談支援を進めていかなければならないと思いますが、

見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 9点目の生活困窮者支援機関のアウトリーチ機能の強化と断らない相談支援についてお答えします。

生活困窮者支援機関のアウトリーチ機能の強化につきましては、令和3年度の予算をお認めいただきましたら、国の補助事業を活用し、ひきこもり状態など、社会参加に向けて丁寧な支援を必要とする方に対する支援事業を地域の福祉団体と協力して実施します。

また、断らない相談支援につきましては、安心して相談できる体制づくりが重要であることから、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築するため、地域の関係機関と連携し、支援を必要とする人が必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進いたします。これは抽象的な表現でございますが、先ほど言いました重層的支援体制とかだけではないんですが、それをメインとして、ちょっと答弁をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 重層的にやっていくということで、繰り返しになりますけども、把握されていない、言えない、また伝えられないとか、そういう方々がいらっしゃるというのも私は事実だと思います。地域でも把握されていないそういう方々を、やっぱり見つけ出すというか、個人情報、そういうプライバシーの壁がありますけど、先ほど大規模災害でもお話しさせてもらいましたけども、そのそう言っていられない、もしかしたら、もう明日の命がないかもしれない、そういう方がいらっしゃるかもしれない、そういう自分事というか、また自分の家族であったら、当然、手を差し伸べるわけですので、そういう方々は地域のネットワークを強めていく仕組みづくりというのは、私は必要ではないかというふうに思いますので、これはすぐできるものでもありません。やっぱり、私も地域でふれあいサロンとかラジオ体操とかさせていただいていますけども、それでも見えない方は見えない。隠されるんですね。恥ずかしいというか、うちの家はこんなん、こんなんやって、何か言われへんのですわ。聞いても言わない。でも、実態は悲惨な状態の場合もあるんですよ。そういう8050問題もそうですけども、実際にもう本当に子どもさんが働かなくて、ご両親が見ている。片親で見ている場合という、そういう家庭もあるかもわかりません。ですから、それは、やっぱりいかに把握して、手を差し伸べることができるかというのは、どうしても地域のネットワークによっては、先ほど私、母子の、お母さ

んと子どもさんが亡くなられたケース、これは岡山県真備町だけの問題ではないというふうに思います。

本当に南海トラフもいつ来るか分かりませんが、いつ来てもいいようにしておくのが防災であったり、そういう支援体制、就職氷河期世代の方々に対しての支援体制も共通する部分でしっかり市としての取り組み、また私たち議員としての取り組みもそうですし、地域としての取組も、本当に一緒になって解決できるように求めていきたいと思いますので、そのことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、3月9日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時13分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年3月8日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 荒 川 泰 宏

署 名 議 員 立 入 三千男